

政府の経済対策と予算措置の地方に関わる内容のポイント

～統一地方選挙に向けた政策資料①～

I. はじめに

政府は、2010年9月に「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を策定し、経済危機対応・地域活性化予備費活用による約9,200億円のステップ1の経済対策を実施した。またステップ2として、総額5.1兆円にのぼる「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を打ち出し、それに基づく2010年度補正予算を成立させた。なお、経済対策の「ステップ1」と「ステップ2」で新たな雇用創出が50～60万人見込まれ、失業率1%程度の改善効果となる。

この経済対策は、2010年8月、連合が菅総理に対し、①雇用創出・地域活性化に資する経済対策、②若年者雇用に重点を置いた雇用・労働対策、③安心・安全なまちづくりの推進、④円高対策の視点に基づいて追加経済対策を実施するよう求めたことを受け策定されたものである。その結果、地域における雇用・労働対策や地域活性化に繋がる諸施策などが盛り込まれ、これらが実行に移されようとしていることは一定の成果があったと言える。（【参考資料1】【参考資料2】参照）

今後は各地域において、地方議員とも連携しつつ、これら民主党政権による経済対策の活用について地方自治体・地方議会に働きかけ、雇用創出や地域活性化に繋げることが重要である。そして、地方議会での取り組みやその成果を、地方議員とも一体となってアピールすることにより、地方選勝利に結び付けていく必要がある。そのため、経済対策のうち特に地域での取り組みやPRが求められる諸施策などを整理し、地方連合会の取り組みに活用いただくことを目的に本資料を作成した。

II. 特に地域での取り組みやPRが求められるもの

1. 雇用・人材育成分野

(1) 新卒者就活応援プログラム（【参考資料3】）

内容	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成についてノウハウがない中小企業に対する専門家による相談・支援 ■既卒者が中小企業の具体的な業務内容をイメージして応募できるよう、企業説明会・見学会とセットにした就職面接会の開催 ■「3年以内既卒者採用拡大奨励金」「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」の創設 ■都道府県ごとに「新卒者就職応援本部」を設置
実施先・働きかけ先	地方労働局、ハローワーク等
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県労働局に対し「新卒者就職応援本部」設置の働きかけ・参画。 ・各奨励金の加盟組合などへのPR。

(2) 重点分野雇用創造事業の拡充（【参考資料 4】）

内容	<ul style="list-style-type: none">■ 事業費の積み増し（計 2,000 億円増）■ 若年者を対象とする事業の推進、介護・医療分野の人材育成事業の推進、地域の状況に応じた雇用創出の推進などが追加設定■ 実施期間を 2011 年度（一部は 2012 年度）まで延長
実施先・働きかけ先	都道府県および市町村
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の特色とニーズに即した事業の着実な実施を要請。・ 事業の計画立案への労働組合の参画・意見反映。

(3) 成長分野等人材育成支援事業の実施（【参考資料 5】）

内容	<ul style="list-style-type: none">■ 新成長戦略に掲げる成長分野のうち、健康・環境分野の産業に従事している労働者や雇い入れた労働者に対する能力開発を支援する目的で訓練経費等を事業主に支給■ 異分野から配置転換した労働者も対象■ OFF-JT を含む職業訓練計画（原則 1 年間）の作成が支給要件
実施先・働きかけ先	地方労働局
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none">・ 制度の円滑な実施を要請。・ 加盟組合等への P R。

(4) 雇用調整助成金の要件緩和

内容	<ul style="list-style-type: none">■ 円高の影響により生産量が減少、直近 3 ヶ月の生産量が 3 年前の同時期に比べ 15%以上減少、直近の決算等の経常損益が赤字なども対象にする■ 2010 年 12 月から 1 年間の措置
実施先・働きかけ先	地方労働局
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none">・ 制度の円滑な実施を要請。・ 加盟組合等への P R。

(5) 緊急人材育成支援事業の延長（【参考資料 6】）

内容	<ul style="list-style-type: none">■ 恒久化した新たな制度の発足時まで基金事業として延長■ 恒久化した新たな制度のあり方について、現在審議会で検討中
実施先・働きかけ先	
地方連合会での取組例	

(6) 「新しい公共」の自立的な発展を促進する環境整備（【参考資料7】）

内容	<ul style="list-style-type: none">■ 国民の積極的な「公」への参加による、公的サービスの無駄のない供給に向け、NPO自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となるよう環境整備を行う■ 国から交付金を交付し、都道府県が運営委員会（仮称）などに基づきNPO等を後押しする事業を実施
実施先・働きかけ先	都道府県
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の特色やニーズを踏まえるとともに、雇用創出に資する事業の着実な実施を要請。・ 運営委員会（仮称）への労働組合の参画。

2. 地域活性化・中小企業対策分野

(1) 地域活性化交付金の創設（【参考資料8】）

内容	<ul style="list-style-type: none">■ ①地域の活性化ニーズに応じたきめ細かな事業、②これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（※地方消費者行政、DV対策など）の取り組みを支援することを目的に創設■ 実施計画を策定した地方公共団体（都道府県、市町村）むけに交付金を交付■ ②については、一定の条件の下、一部を基金に積み立て、2011年度以降の地方単独事業の財源とすることも可能
実施先・働きかけ先	都道府県、市町村
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none">・ 地域活性化ニーズに応じた事業に関し、地域の特性を活かし雇用創出効果などが期待できる事業などについて意見提起。

(2) 地域商業活性化事業の実施（【参考資料9】）

内容	<ul style="list-style-type: none">■ 商店街振興組合等が実施する、集客力向上促進事業、商店街における新事業展開支援事業、買い物弱者対策支援事業などに対して支援■ 国から商店街振興組合等へ補助を実施
実施先・働きかけ先	地方経済産業局
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none">・ 支援策の活用に向けたPRを要請。

(3) 耐震化による安心・安全な居住・生活環境の整備（【参考資料 10】）

内容	■生活に密接に関わる住宅、学校、災害拠点病院等の耐震化などの促進を図るため防災上必要な対策などに直接支援 ■ゲリラ豪雨など防災対策の推進
実施先・働きかけ先	都道府県、市町村
地方連合会での取組例	・耐震改修を行う住宅に助成しているは全市区町村の 55%に過ぎない。住宅および公共施設の耐震化を早期に完了させるため、国による一律の助成を活用するとともに、地方自治体による助成も充実させるよう求める。 ・ハザードマップの作成・公表するとともに、きめ細かな気象予報、地域住民への緊急情報システムなどを早急に確立させるよう働きかける。

(4) 成長分野としての農林業の育成支援（【参考資料 11】）

内容	■バイオマス施設や小水力発電等の整備支援、食の活用による地域活性化とあわせ、6次産業化に取り組む農林漁業者等をサポートする人材を育成 ■森林作業道開設への支援、路網整備の加速、公共施設の木造化支援などにより「森林・林業再生プラン」を推進
実施先・働きかけ先	都道府県、市町村及び地域の商工団体
地方連合会での取組例	・各地域で自治体と商工団体が連携し、再生可能エネルギーや6次産業化についての検討を働きかける。 ・2010年12月に農林水産省が策定した「新農林水産省木材利用推進計画」を参考に、地方自治体における地元産材の利用についての計画作成を働きかける。また加盟組合に対し、地元産材の利活用を呼びかける。

(5) 魅力ある観光地づくりの推進等

内容	■2泊3日以上滞る滞在型観光に係る施策や観光地における電気自動車等の導入に対する支援 ■観光地における交通機関施設の外国語対応推進など、外国人観光客のための言語バリアフリー化の加速
実施先・働きかけ先	都道府県、市町村
地方連合会での取組例	・観光・地域活性化の観点から、訪日外国人向けの多言語対応案内板・道路標識・地図、観光案内所の整備を強化するよう求める。

(6) 中小企業に対する金融支援・資金繰り支援（【参考資料 12】）

内容	■信用保証協会による保証付き貸付の返済負担の軽減 ■デフレに対する実質金利高に対応するための金利の引き下げ ■年末・年度末の資金繰り支援、特別相談窓口の設置
実施先・働きかけ先	信用保証協会、日本政策金融公庫、都道府県など
地方連合会での取組例	・特別相談窓口、借換え保証制度の周知を要請する。 ・自治体の特別融資制度の拡充と信用保証協会との連携を要請する。

(7) 中小企業等の高付加価値、販路開拓、技術開発、海外展開支援等の緊急支援

①戦略的基盤技術高度化支援事業の拡充

内容	■「ものづくり」中小企業が行う基盤技術の高度化に資する研究開発から試作段階までの取組促進支援事業を拡充
実施先・働きかけ先	地方経済産業局
地方連合会での取組例	・法に基づき認定された 20 分野の中小企業に対し制度を周知するとともに、研究開発計画の策定を促すよう要請する。

②中小企業海外展開支援事業の実施（【参考資料 13】）

内容	■ジェトロ、中小機構と連携の上、中小企業者が行う海外販路拡大を支援（国からジェトロ、中小機構へ補助） ■地域・業界単位での商談会等の支援（国から民間団体等へ補助） ■中小企業の海外展開支援会議の設置
実施先・働きかけ先	地方経済産業局、ジェトロ、中小機構、商工会議所
地方連合会での取組例	・支援策の周知を要請する。 ・それぞれが連携して、意欲ある中小企業者の組織化を進めるよう求める。

(8) 中小企業等の新規の事業活動への支援

①新事業活動促進支援補助金による支援（【参考資料 14】）

内容	<ul style="list-style-type: none">■ 中小企業者が行う異分野の連携、地域資源を活用した新規事業を支援■ 新連携型、地域資源活用型、農商工等連携型に応じて国から中小企業者等へ 2/3 の資金補助
実施先・働きかけ先	地方経済産業局、商工会議所
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none">・ 支援策の周知を要請する。・ 連携の可能性についての調査を協力して行い、意欲ある中小企業者の参加を促進するよう要請する。

②転業チャレンジ支援事業（全国転業チャレンジサポートキャラバン（仮称））の実施（【参考資料 15】）

内容	<ul style="list-style-type: none">■ 全国の中小企業応援センターにて、転業に係る相談会（全国転業チャレンジサポートキャラバン（仮称））を開催■ 中小企業応援センターにて特別相談窓口を設置
実施先・働きかけ先	中小企業支援機関等（商工会議所・金融機関ほか）における中小企業応援センター（※現在 84 の中小企業支援機関等に設置）
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none">・ キャラバン、相談会についての周知を要請する。

(9) 中小企業人材対策事業による人材育成支援（【参考資料 16】）

内容	<ul style="list-style-type: none">■ 中小企業の基盤分野・成長分野を担う人材の育成を行うため、ものづくり分野等の実践的な研修事業を実施■ ものづくり事業、農商工連携人材育成事業、観光人材育成支援事業に分類■ 国から全国中小企業団体中央会等に補助を行い、民間団体などと連携し実施
実施先・働きかけ先	地方経済産業局、中小企業団体中央会など
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none">・ 事業内容の周知、および、連携して参加を促進するよう要請する。

3. 子育て分野

(1) 保育サービス等の基盤整備と児童虐待の防止（【参考資料 17】）

内容	<p>■2010 年度までの時限措置であった「安心こども基金」について、期間延長（～2011 年度）及び基金額の積み増しを行い、以下の事業を実施。</p> <p>① 待機児童ゼロを目指す「子ども・子育てビジョン」の達成に向けて、保育所・放課後児童クラブ・認定こども園等の整備費を助成</p> <p>② 地域子育て力を育む取り組みや体制整備</p> <p>③ 児童相談所職員の雇い上げや児童虐待防止に関わる広報啓発</p>
実施先・働きかけ先	都道府県（基金設置主体）、市町村（事業実施主体）
地方連合会での取組例	・都道府県および市町村に対して「安心こども基金」の効果的・積極的な活用を働きかける。

(2) 妊婦検診に対する公費助成の継続（【参考資料 18】）

内容	<p>■2010 年度までの時限措置であった「妊婦健康診査支援基金」について、期間延長（～2011 年度）及び基金額の積み増しを行い、妊婦が 14 回の検診を受けられるための公費助成を継続。</p>
実施先・働きかけ先	都道府県（基金設置主体）、市町村（事業実施主体）
地方連合会での取組例	<p>・都道府県及び市町村に対し、公費助成が継続したことの広報活動を行うよう働きかける。</p> <p>・妊婦検診の公費助成が継続されたことについて、加盟組合等へ PR を行う。</p>

4. 医療分野

(1) 地域医療の再生と医療機関等の機能強化（【参考資料 19】）

内容	<p>■都道府県に設置されている「地域医療再生基金」を拡充</p> <p>■高度・専門医療や救命救急センター等都道府県（三次医療圏）の広域的な医療提供体制の整備・拡充</p>
実施先・働きかけ先	都道府県（基金設置主体）、医療機関
地方連合会での取組例	<p>・「地域医療再生臨時特例交付金」の交付申請を国に対し行うよう都道府県に要請する。</p> <p>・同交付金の申請に必要な都道府県「地域医療再生計画」の変更に当たって意見を聴くこととされている都道府県の医療審議会又は医療対策協議会に参画し、意見反映をする。</p> <p>・同計画の変更に当たっての意見を都道府県に対し提出する。</p>

(2) 疾病対策の推進 (【参考資料 20】)

内容	<ul style="list-style-type: none">■有効期限切れに対応したプレパンデミックワクチンの備蓄■地方自治体におけるヒブ(インフルエンザ菌 b 型) ワクチン等の予防ワクチンの接種事業に対して、都道府県に基金を設置し財源支援を実施
実施先・働きかけ先	都道府県・市町村・保険者
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none">・都道府県に対するプレパンデミックワクチンの接種体制の確認。・「ワクチン接種緊急促進事業」の内容(義務でないこと、接種費用、注意点、接種を受けることが適当でない者、効果・副作用・健康被害救済の仕組み等)の周知を徹底するよう市町村に要請する。

5. 介護分野

(1) 介護サービスの充実 (【参考資料 21】)

内容	<ul style="list-style-type: none">■認知症高齢者グループホーム等の防災対策上必要な改修や特別養護老人ホーム等の個室・ユニット化改修等への支援■在宅において 24 時間必要な時に必要なサービスを提供できるようモデル事業を約 30 ヶ所において実施■在宅や特別養護老人ホーム等において、医師・看護職員との連携・協力のもとにたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等の研修を行うための体制整備
実施先・働きかけ先	都道府県、市町村、(施設・事業所等)
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none">・対象施設(地域密着型施設)の改修支援が確実に実行されているか等、必要に応じて市町村に要請する。・モデル事業所の実施状況の検証と、必要な拠点整備の促進を働きかける。・広報等を通じ、実習施設への支援の積極的な活用を働きかける。

(2) 地域の日常的な支え合い活動の体制づくり

内容	<ul style="list-style-type: none">■NPO法人、福祉サービス事業者等の協働による、見守り活動チーム等の人材育成、地域の支え合い活動の立ち上げ支援、地域活動の拠点整備、家族介護者のネットワークづくり等に対し助成を実施
実施先・働きかけ先	都道府県、市町村
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none">・都道府県・市町村に対し、公費助成が実施されることの広報活動を行い、地域におけるネットワーク構築の推進を働きかける。

6. 福祉等分野

(1) 生活困窮者対策

内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 離職者への住宅手当支給など、「住まい対策」について 2011 年度末まで 1 年間延長 ■ 「職」と「住まい」を失うなど支援がなければホームレスとなるおそれのある方などに対して、NPO等民間支援団体と協働した総合相談や緊急一時宿泊施設の提供、地域生活への復帰、路上化防止、再路上化防止を図る。 ■ 低所得世帯を対象とした「生活福祉貸付事業」において、貸金業法の改正により消費者金融からの借入が制限された方等からの相談体制を整備
実施先・働きかけ先	都道府県、市町村、（施設・事業所等）
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所およびハローワークに対し政府（国）が実施する「住まい対策」（2011 年度末まで 1 年間延長）についての周知するよう求める。 ・ 都道府県・市町村（社会福祉協議会とハローワーク）と都道府県労働局、福祉事務所などに対して連携を強化し、総合相談、緊急一時宿泊施設の提供、地域生活への復帰、路上化防止、再路上化防止対策を求める。 ・ 都道府県・市と連携し、都市部のホームレスのおそれのある若者たちが寝泊まりするカフェやマンガ喫茶などに出向いて指導を行うなど、アウトリーチ型の活動に参画する。 ・ 都道府県・市町村に対しハローワークや社会福祉協議会と連携をはかり、コンビニエンスストアやファーストフード店に多重債務の防止や「生活福祉貸付事業」のパンフレットを置いてもらうなど、積極的な広報宣伝を求める。

(2) 障害福祉サービスの新体系移行の支援等

内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者自立支援対策臨時特例基金を積み増し、施設サービスの昼夜分離や就労支援の充実等の新体系サービスへの移行に必要な施設改修や整備の充実を推進（7.6 億円）
実施先・働きかけ先	都道府県（「障害者自立支援対策臨時特例基金」設置主体）、市町村（事業実施主体）など
地方連合会での取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・市町村に対し、施設サービスの昼夜分離、就職支援の充実等の新体系サービスへの移行に必要な施設改修や整備の充実についての広報を積極的に行い、障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しの効果的な活用を働きかける。

(3) うつ病に対する医療等の支援体制の強化

内容	■地域におけるうつ病に対する医療等の支援体制の充実（39億円）のため、「地域自殺対策緊急強化基金」への積み増し等により、精神科医療に携わる医師、看護師、薬剤師等に対する研修や、かかりつけ医と精神科医の連携体制を強化等の取り組みを推進する。
実施先・働きかけ先	都道府県（「地域自殺対策緊急強化基金」設置主体）、市町村（事業実施主体）など
地方連合会での取組例	・都道府県、市町村に対し、「地域自殺対策緊急強化基金」の積み増し等の効果的な活用を働きかける。 ・都道府県、市町村は、広報などを通じ、病院、施設等へ積極的に医師、看護師、薬剤師に対する研修について働きかける。

以上

経済対策に対する連合の取り組み

◇2010.8.24 菅総理に対し「追加経済対策」の意見提起

菅総理に対し、①雇用創出・地域活性化に資する経済対策、②若年者雇用に重点を置いた雇用・労働対策、③安心・安全なまちづくりの推進、④円高対策の視点に基づき、補正予算措置も含めた速やかな実施を求めた。

◆2010.8.30 政府が「経済対策の基本方針について」を策定

- 2つの視点・・・「円高や海外経済等の下振れリスクへの対応」「新成長戦略の前倒し」
- 5本柱・・・「雇用」「投資」「消費」「地域の防災対策」「規制・制度改革」

◇2010.9.9 新成長戦略実現会議の場で補正予算や2011年度政府予算について意見

○新成長戦略のなかで、雇用創出や地域活性化への効果が高い施策を早期に具体化し、予備費の活用や補正予算措置を講じるとともに、2011年度政府予算に優先的に織り込むよう意見

◆2010.9.10 「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」を閣議決定

- 緊急対応、補正予算も含めた機動的な対応、2011年度政府予算までの一連の経済対策方針を明示
- 「経済危機対応・地域活性化予備費」活用(9,200億円)によるステップ1の経済対策
 - ①「雇用」の基盤づくり ②「投資」の基盤づくり ③「消費」の基盤づくり
 - ④「耐震化・ゲリラ豪雨対策等の地域の防災対策」 ⑤「日本を元気にする規制改革100」

◆2010.10.8 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を閣議決定

- 補正予算措置を要する総額5.1兆円規模の経済対策
 - ①「雇用・人材育成」 ②「新成長戦略の推進・加速」 ③「子育て、医療・介護・福祉等」
 - ④「地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等」 ⑤「規制・制度改革」

◇2010.10.8 新成長戦略実現会議の場で速やかな実行を求める

◆2010.11.26 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に基づく補正予算が成立

ステップ1

「経済危機対応・地域活性化予備費」活用の概要

1. 「雇用」の基盤づくり	1,765億円
(1) 新卒者雇用に関する緊急対策	264億円
○3年以内既卒者採用拡大奨励金 55億円	
○3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 65億円	
○ジョブサポーターによるきめ細かなマッチングの強化 17億円	
○多様なインターンシップ機会の提供 100億円	
(2) 雇用創造・人材育成の支援	1,171億円
○パーソナル・サポート・モデル事業の実施 30億円	
○森林・林業再生緊急対策 61億円	
○「重点分野雇用創造事業」の拡充 1,000億円	
○地域雇用創造ICT絆プロジェクト 60億円	
(3) 中小企業に対する金融支援(既往貸付の返済負担の軽減)	330億円

ステップ1

「経済危機対応・地域活性化予備費」活用の概要

2. 「投資」の基盤づくり **1,211億円**

(1)低炭素型雇用創出産業立地支援の推進 1,100億円

(2)中小企業等の高付加価値化、販路開拓等の緊急支援 111億円

○戦略的基盤技術高度化支援事業の拡充 100億円

○中小企業の海外販路開拓支援の拡充 10億円

3. 「消費」の基盤づくり **4,532億円**

(1)家電エコポイント制度の延長 885億円

(2)住宅エコポイント制度の延長 1,412億円

(3)フラット35Sの大幅な金利引き下げの延長 2,235億円

ステップ1

「経済危機対応・地域活性化予備費」活用の概要

4. 耐震化・ゲリラ豪雨対策等の「地域の防災対策」1,671億円

(1) 病院等の耐震化対策 571億円

○災害拠点病院等の耐震化の促進 360億円

○学校施設の耐震化の促進 210億円

(2) ゲリラ豪雨対策緊急防災対策 1,101億円

○道路、河川等の防災・震災対策 705億円

○農地の湛水被害等の防止対策 180億円

○山地災害等の防止対策 30億円

○老人関係施設のスプリンクラー整備等の促進 137億円

※総額9,200億円

ステップ2(2010.11.26成立補正予算)

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」の概要

1. 雇用・人材育成	3,199億円
(1)新卒者・若年者支援の強化	511億円
○「新卒者就活応援プログラム(仮称)」の実施等	501億円
○中小企業を中心とする企業と学生のミスマッチ解消	10億円
(2)雇用調整助成金等による雇用下支えと生活支援	100億円
○雇用調整助成金の受給要件緩和	
○貧困・困窮者の「絆」再生事業の実施	100億円
(3)雇用創造・人材育成	2,588億円
○重点分野雇用創造事業の拡充	1,000億円
○緊急人材育成支援事業の延長(2011.9まで)	1,000億円
○成長分野等人材育成支援事業の実施	500億円

ステップ2(2010.11.26成立補正予算)

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」の概要

2. 新成長戦略の推進・加速	3,369億円
(1)グリーン・イノベーションの推進	2,244億円
○レアアース等天然資源確保の推進 872億円(ほか財投より140億円措置)	
○エコ住宅やエコ家電の普及促進 807億円	
○公共交通等のグリーン化 77億円	
(2)ライフ・イノベーションの推進	139億円
○ライフ・イノベーションの研究開発支援の加速 114億円	
○医療サービスの情報化促進・国際化促進 25億円	
(3)アジア経済戦略の推進	124億円
○インフラ/システム海外展開支援 106億円	
○アジア拠点化、EPAの円滑な実施等の推進 18億円	
(4)科学・技術・情報立国戦略の推進	862億円
○最先端研究開発の推進及び宇宙技術の開発支援 329億円	
○実証研究・評価のための企業等の施設・設備の整備支援 329億円	

ステップ2(2010.11.26成立補正予算)

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」の概要

3. 子育て、医療・介護・福祉等の強化による安心の確保 11,239億円**(1) 子育て 1,112億円**

- 保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止(安心こども基金の延長・積み増し) 1,000億円
- 妊婦検診に対する公費女性の継続等 112億円

(2) 医療 6,773億円

- 地域医療の再生と医療機関の機能強化(地域医療再生基金の拡充等) 2,670億円
- 現行高齢者医療制度の負担軽減措置の継続 2,807億円
- 疾病対策(新型インフルエンザ対策、子宮頸がん等のワクチン接種等)の推進 1,200億円

(3) 介護等高齢者の生活の安心の確保 506億円

- 地域密着型サービスの基盤整備と安全確保等 302億円
- 地域の日常的な支え合い活動の体制作り 200億円
- 24時間地域巡回・随時訪問サービス事業の推進、介護職員等の医療ケア実施体制の整備 4億円
- 重点分野雇用創造事業の拡充(介護)【再掲】 1,000億円

(4) 福祉等 2,848億円

- 生活保護、医療保険による生活支援 2,282億円
- 生活福祉資金貸付事業の体制整備 500億円
- 障がい福祉サービスの新体系移行の支援等 49億円
- 自殺・うつ病、DV被害者支援対策の推進 18億円

ステップ2(2010.11.26成立補正予算)

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」の概要

4. 地域活性化、社会資本整備、中小企業対策 30,706億円

(1) 地域活性化 20,861億円

- 地方交付税の増額 13,126億円 ○地域活性化交付金の創設 3,500億円
- 国民生活の安心につながるゲリラ豪雨対策等の防災対策等の推進 1,403億円
- 学校施設の耐震化等の推進 1,250億円 ○国民の「食」を守る農林水産業への緊急支援 719億円
- 成長分野としての農林業の育成支援 426億円 ○魅力ある観光地づくりの推進等 15億円

(2) 社会資本整備 3,776億円

- 社会資本整備総合交付金の追加 1,854億円
- 国土ミッシングリンクの解消など地域連携の推進等 1,296億円
- 農山漁村地域整備交付金等の追加 341億円 ○都市鉄道整備事業等の推進 208億円
- 国際コンテナ戦略港湾のハブ機能の強化等 47億円 ○首都圏空港の強化等 29億円

(3) 中小企業対策 5,790億円

- 資金繰り支援 5,616億円 ○技術開発及び海外展開支援 36億円

(4) その他 280億円

- 情報収集衛星の体制整備 188億円 ○海上保安体制の充実 84億円

※公共事業の契約の前倒し(ゼロ国庫債務負担行為)2,388億円を加味すれば、総額5.1兆円規模

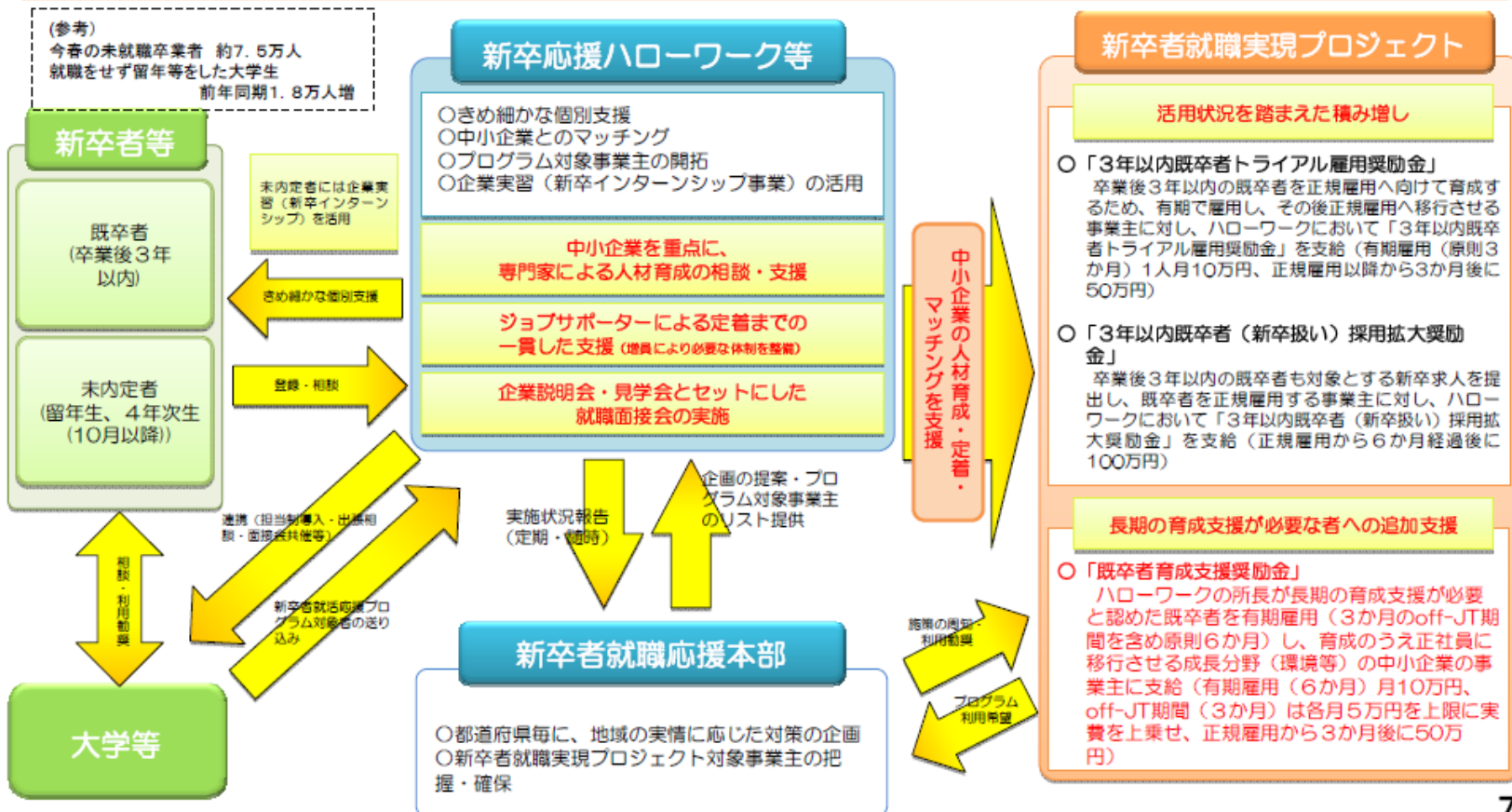
○新卒者就活応援プログラム(仮称)の実施

採用意欲はあるものの、コスト負担や教育してもすぐ辞めてしまうリスクをおそれ、採用には踏み切れない中小企業を重点的に支援することにより、求人確保しマッチングを促進するとともに、中小企業による人材育成を進めるため、「新卒者就活応援プログラム」を実施する。

(取組内容)

- 人材育成についてのノウハウがない中小企業に対する専門家による相談・支援
- ジョブサポーターによる定着までの一貫した支援
- 既卒者が中小企業の具体的な業務内容をイメージした上で応募できるよう、企業説明会・見学会とセットにした就職面接会の開催
- 長期間の育成が必要な既卒者を雇用・育成する事業主への支援

さらに、「新卒者就職実現プロジェクト」については、平成23年度末までに延長するとともに、想定以上に活用される見込みであるため、必要な積み増しを行う。



○重点分野雇用創造事業の拡充

事業概要

雇用失業情勢が厳しい中で、成長分野として期待されている分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用）における新たな雇用機会を創出するとともに、各都道府県に造成した基金を活用し、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施。

拡充内容

- 事業費を積み増した上で、実施期間を平成23年度（一部24年度）まで延長。
- 事業の実施に当たり、介護分野を始めとした成長分野における雇用創出の更なる推進を図るとともに、地域において今後の成長が見込まれる分野での雇用創出を拡充。

◇ 介護分野における雇用創出・人材育成の充実

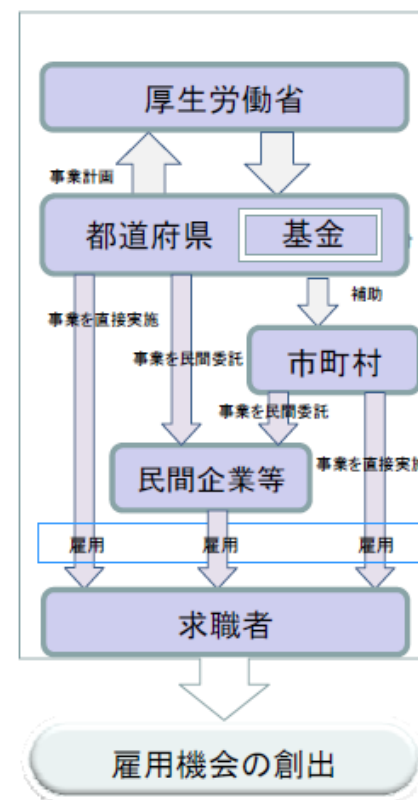
- ・ 「介護雇用プログラム」について、介護福祉士の資格取得を目指す事業を拡充。
- ・ 現任介護職員等が外部の研修受講時に代替職員を配置する事業や、介護関係の有資格者であっても実務経験がない者を雇用して実務経験を付与する事業等、介護分野の事業を推進。

◇ 地域の状況に応じた雇用創出の推進

- ・ 雇用創出を図る事業について、既存の重点分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用）に加え、成長分野を支える基盤として教育・研究を追加するとともに、地域の成長分野としてニーズが高い分野を各都道府県が追加設定。

【参考】 現行の重点分野雇用創造事業

- ・ 雇用情勢が厳しい中で、地域における雇用創出のために各都道府県に造成した基金を活用し、介護、医療、農林、環境等成長分野での雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成。
- ・ 働きながら介護福祉士やホームヘルパーの資格を取得できる「介護雇用プログラム」を実施
- ・ 事業規模：2,500億円（一般会計、21年度2次補正1,500億、22年度予備費1,000億、22年度末まで）
- ・ 実施主体：地方公共団体から民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託又は地方公共団体が直接実施
- ・ 雇用期間：1年以内
- ・ 雇用創出数：21年度実績497人、22年度計画数59,046人（22年9月10日時点）



○成長分野等人材育成支援事業の実施

趣旨

新成長戦略に掲げる成長分野のうち、雇用創出効果が高い健康、環境分野の産業に従事している労働者や雇入れた労働者に対する能力開発を重点的かつ加速的に支援することにより、当該労働者の定着を図りつつ、当該産業全体の生産性を高めて処遇改善の基盤を作るとともに、さらに新たな雇用に結びつけていく。

【事業内容】

1. 支給対象:

健康、環境分野及び関連するものづくり分野において、期間の定めなく労働者を雇い入れ又は異分野から配置転換させ、当該労働者に対して職業訓練(Off-JT)を実施した事業主。

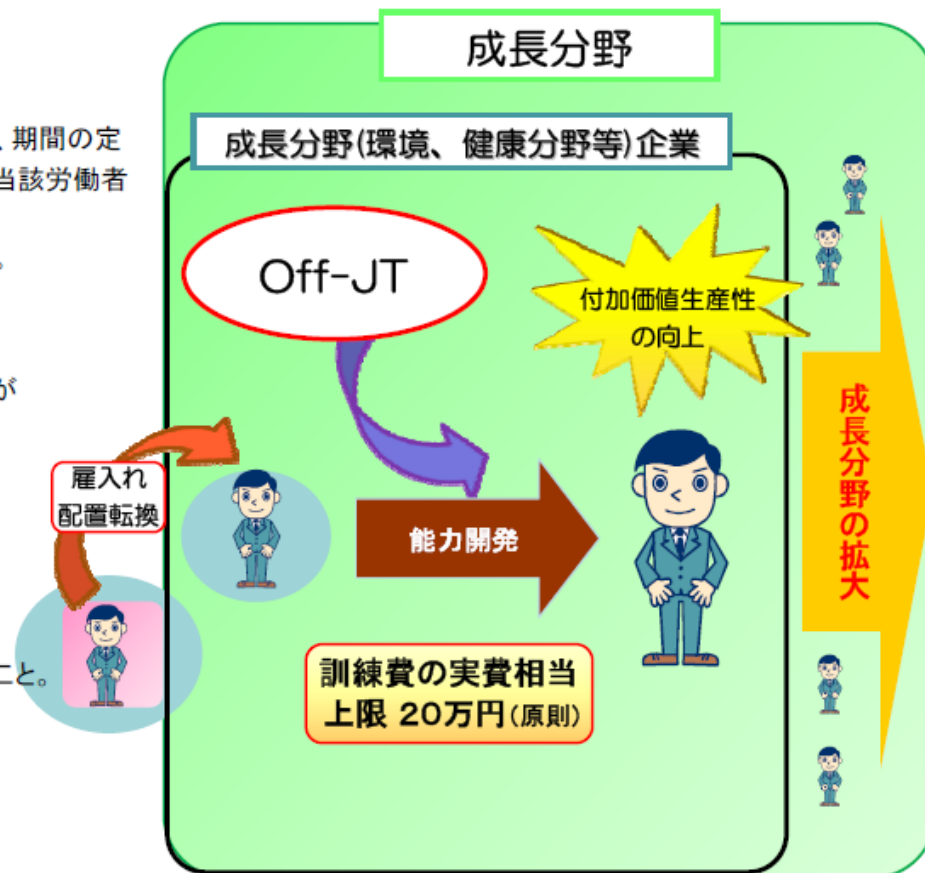
※支給申請前5年以内に雇い入れされた労働者も対象。

2. 支給要件: 以下全てを満たすものとする。

- ① 新成長戦略の成長分野のうち、特に雇用創出効果が高い健康、環境分野及び関連するものづくり分野の事業を行うものであること。
- ② 雇い入れ又は異分野から配置転換した労働者がいること。
- ③ OFF-JTを含む職業訓練計画(原則1年間)を作成すること。
- ④ 職業訓練実施期間に労働者の解雇等をしていないこと。

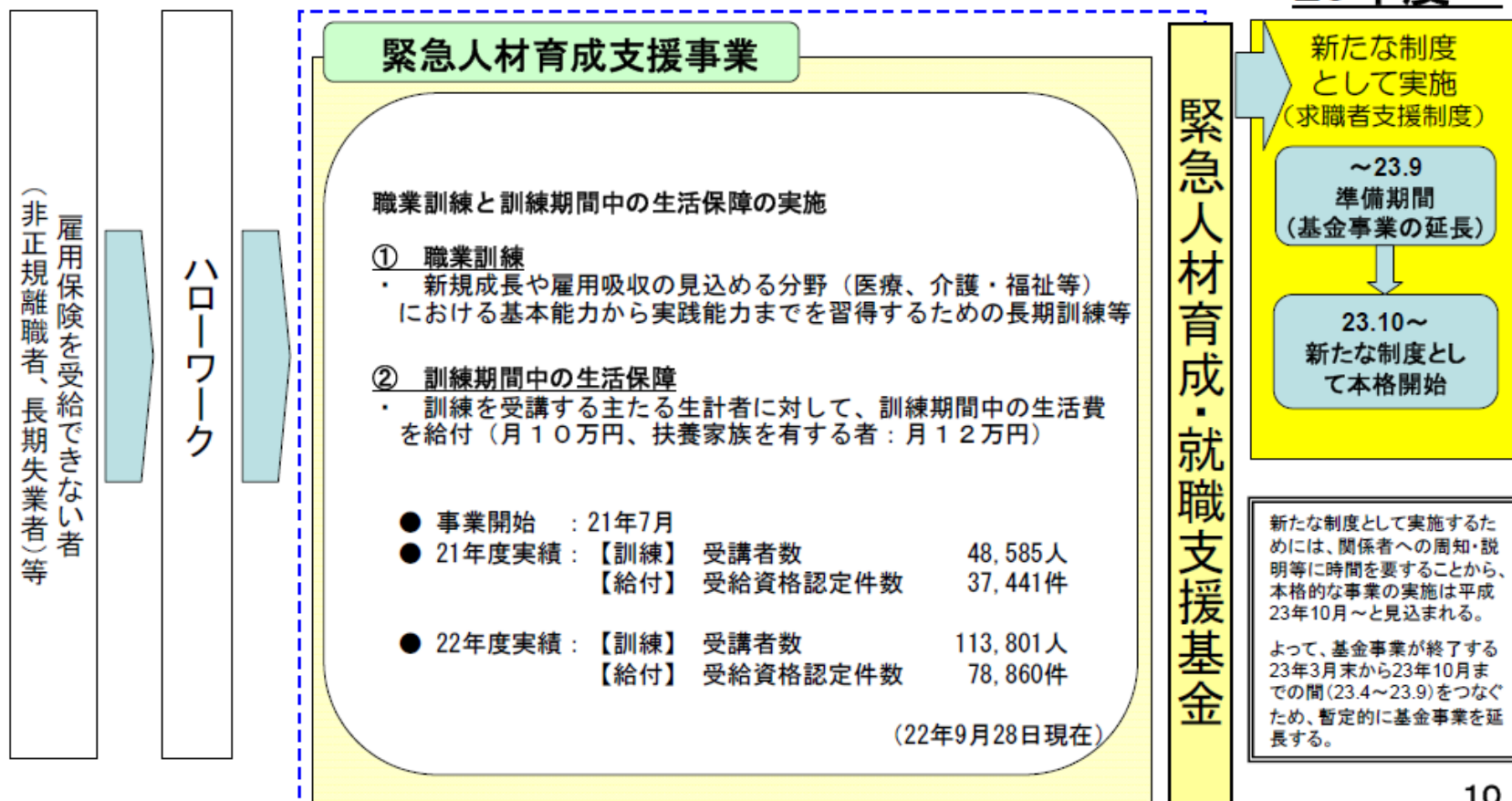
3. 支給額:

訓練費の実費相当を支給。原則20万円が上限。



○緊急人材育成支援事業の延長

- 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練及び訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付」を内容として実施している「緊急人材育成支援事業」(21年度～22年度)を半年延長。



○「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備

国民の積極的な「公」への参加による、公的サービスの無駄のない供給に向け、NPO等が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となるよう、環境整備を進める。

事業のイメージ(2年間で実施)

(1) 「新しい公共」の活動の阻害要因となっている問題の根本的解決に向けた取組

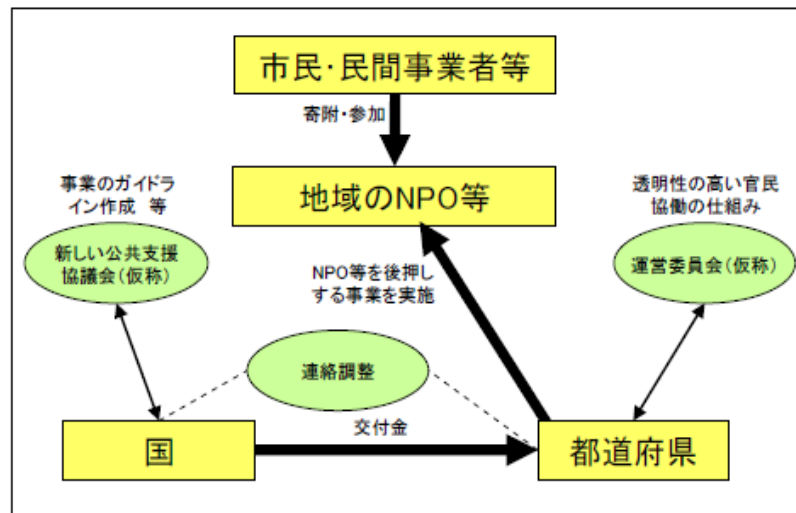
行政機関から業務委託を受ける際のNPO等の「つなぎ融資」の負担の解決に向けた取組

地域金融からの融資利用の促進に向けた取組

NPO等の活動基盤に対する支援の取組
(財務諸表の作成、協働相手とのネットワーク作り、事業内容のPR手法の指導等に関するノウハウの共有等)

寄附募集の環境整備(ノウハウの共有等)

(2) これまで行政が独占してきた公的事業の担い手をNPO等に関っていく取組等、「新しい公共」の趣旨に沿ったモデル事業の推進と評価



目指す効果

- ◆ 「新しい公共」の活動の阻害要因の根本的解決
- ◆ 政府に依存しないNPO等の自立的な活動による公的サービスの無駄のない供給
- ◆ 地域における雇用や参加の場の拡大

地域活性化交付金(きめ細かな交付金)の概要

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～」(平成22年10月8日閣議決定)において、「新たな交付金を創設し、観光地における電線地中化等、地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施できるよう支援を行う」とされたことを踏まえ、平成22年度補正予算において、地域活性化交付金(きめ細かな交付金)を創設。

1 平成22年度補正予算計上額 2500億円

2 所管 内閣府地域活性化推進室 ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された地方単独事業の所要経費及び国庫補助事業の地方負担分の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 外形基準に基づいて、総額のうち、都道府県分800億円、市町村分1500億円につき第一次交付限度額を設定。残りの200億円については都道府県から提出された実施計画を基に、地域の实情に応じて都道府県に配分

4 用途

実施計画に掲載された、地域の活性化ニーズに応じた事業

(平成22年10月8日以降に地方公共団体の予算に計上され実施される事業に限る。)

・地方単独事業

・国庫補助事業の地方負担分(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)の概要

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～」(平成22年10月8日閣議決定)において、「新たな交付金を創設し、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野(地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり)に対する地方の取組を支援する」とされたことを踏まえ、平成22年度補正予算において、地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)を創設。

1 平成22年度補正予算計上額 1000億円

2 所管 内閣府地域活性化推進室 ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1)交付対象:実施計画を策定する地方公共団体

(2)交付方法:実施計画に掲載された地方単独事業の所要経費及び国庫補助事業の地方負担分の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3)交付限度額:外形基準に基づいて、総額のうち、500億円につき第一次交付限度額を設定(都道府県分200億円、市町村分300億円)。残りの500億円は(2)の合計額が第一次交付限度額を超える地方公共団体であって、本対策の趣旨に沿った、効果が高いと認められる事業を実施しようとするものに配分

4 使途 実施計画に掲載された、以下の分野に対する取組

(1)地方消費者行政

(2)DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援

(3)知の地域づくり

(平成22年10月8日以降に地方公共団体の予算に計上され実施される事業に限る。)

地方単独事業及び国庫補助事業の地方負担分(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

※一定の条件の下、一部を基金に積み立て、平成23年度以降の地方単独事業の財源とすることも可。

地域商業活性化事業

【対策本文Ⅱ-4-(3)-(I)】

担当課: 中小企業庁
商業課

事業の目的

- 地域経済の衰退は、主に中小事業者からなる商店街等の地域商業の景況を急速に冷やすものである。昨今の景気低迷に鑑み地域経済を守るためにも緊急の対策が必要。
- また、商店街の衰退等により、買い物に困る高齢者等も増加しており、住民の買い物機能維持も重要な課題。
- よって、商店街振興組合等が実施する、急速な商店街への来街者減に歯止めをかける取組や空き店舗を活用した新事業展開、近隣型の宅配・販売拠点の整備、デジタル・コンテンツの流通を可能とする地域拠点の整備など、地域経済の活性化・地域住民の利便性増進を図る取組を支援。

事業の内容

1. 集客力向上促進事業

- ①商店街振興組合等が例年より来街者の増加を図るために行う事業を支援

(例) 観光客誘致イベント事業

- ②コンテンツを起点とした地域経済の活性化を支援

(例) 映画館のデジタル化

2. 商店街における新事業展開支援事業

- ①空き店舗の取得等による新事業を支援

(例) 空き店舗を取得して行うチャレンジショップ事業

- ②新事業を行おうとする者の育成を支援

(例) 商店街振興組合等による新たな商店主育成事業

3. 買い物弱者対策支援事業

買い物弱者への買い物機能の提供を支援

(例) 商店の無くなった周辺集落で行うミニスーパー事業

実施体制

【第一次補正予算額: 20億円】



事業イメージ

集客力向上促進事業



商店街における新事業展開支援事業



買い物弱者対策支援事業



○耐震化等による安心・安全な居住・生活環境の整備：

住宅・建築物の耐震化緊急支援事業

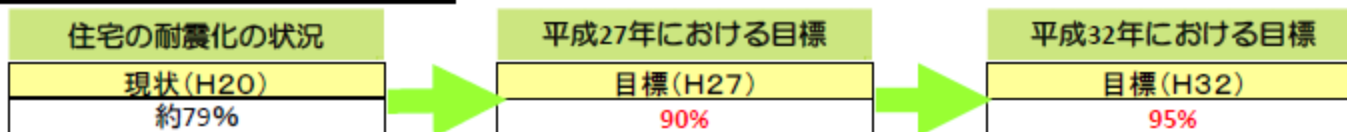
住宅・建築物の耐震化率の目標

中央防災会議で策定された「地震防災戦略」において、平成27年までに大規模地震による死者を半減するため、耐震化率を9割とすることとされている。

新成長戦略（平成22年6月閣議決定）

（住宅・建築物の耐震改修の促進）
住宅等の耐震化を徹底することにより、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げ、安全安心な住宅ストックの形成を図る。

住宅の耐震化率の現状と目標



※多数の者が利用する建築物については80%(H20)→9割(H27)

住宅・建築物の耐震化緊急支援事業

◇住宅の耐震改修等の緊急促進

住宅の耐震改修等について、国が30万円／戸を緊急支援

◇緊急に耐震化が必要な建築物等への支援

1. 緊急に耐震化が必要な建築物、合意形成が困難なマンションの耐震診断について、国が直接的な支援(200万円／棟)を実施。
2. 緊急に耐震化が必要な建築物の耐震改修について、国が直接的な支援(耐震改修工事費の1／6)を実施。

※緊急に耐震化が必要な建築物：緊急輸送道路沿道建築物、避難路沿道等建築物、災害時要援護者関連建築物(保育所、学校、老人ホーム、病院等)

○耐震改修イメージ

＜戸建住宅＞

筋交いの設置
構造用合板の設置
筋交いの設置



＜学校＞



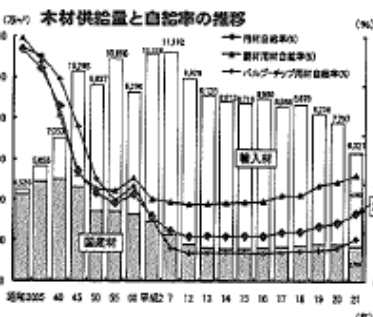
新農林水産省木材利用推進計画

平成22年12月策定

趣 旨

「先づ隄より始めよ」

「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、国は率先して公共建築物における木材利用の促進に努め、地方公共団体等に国の方針に即した主体的な取組を促すなど、幅広い木材需要の拡大を目指す必要



- ・森林・林業再生プランの「10年後の木材自給率50%以上」という目標を達成
- ・温室効果ガスを2020年までに1990年比25%削減という地球温暖化の中期目標を達成

農林水産省自らがより一層の木材利用の拡大に取り組む
「新農林水産省木材利用推進計画」の策定

原則 木造・木質化・木製品

行動計画のポイント

1. 法律に基づく農林水産省の計画
2. 農林水産省・関係機関を挙げて取り組む
3. 具体的な目標を設定
4. 計画の実施状況を毎年公表（未達成の場合は理由も公表）
5. 取組みの普及促進（企業・消費者等）

取組の対象及び木材利用拡大の目標

庁舎の营繕

- ◎木造化とともに内装の木質化に取り組む
木造率・内装の木質化率 100%
- ◎仕様書に木造・木質化で建設することを明記

公共土木工事

- ◎街工（安全柵等）、橋存型枠（積層式のコンクリート型枠）、橋脚工（場所等の案内版）、複線誘導柵等
木製率 100%
- ◎土留工、筋工、伏工、防風柵等
基準年に対する木材利用量の増加（1.5倍）
- ◎設計図書に木造・木質化で建設することを明記

補助事業対象施設

- ◎木造化とともに内装等の木質化に取り組む
木造率・内装の木質化率 100%
- ◎要綱・要領に木造木質化で建設することを明記

木製品の導入

- ◎カートカン、事務机、コピー用紙、書棚、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイル
間伐材等を使用したもの 100%

モデル的な取組

- ◎新たな分野において、木材の利用をモデル的に実施
 - ・間伐材を利用した積層式木製型枠の利用
 - ・間伐材等をチップ化して粗生基材吹き付け工の基材として利用
 - ・木製ガードレールとして利用
 - ・間伐材を魚登に利用



街工



木造公共施設



庁舎（農林水産省本省）



間伐材印刷用紙を用いた白書



魚登

中小企業資金繰り支援策

【対策本文Ⅱ-4-(3)-(7)】

担当課: 中小企業庁
金融課

【第一次補正予算額: 5,653億円】

事業の内容

- 中小企業の資金繰り支援に万全を期すため、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会等による一般の融資・保証に加え、
 - ① 信用保証協会による借換保証の拡充・促進、小口零細企業保証・セーフティネット保証の実施、
 - ② 日本政策金融公庫・商工組合中央金庫の貸付の充実（借換の促進等）
 など、総額15兆円規模の資金繰り支援を実施する。
- ※ 既存の景気対応緊急保証、セーフティネット貸付の金利深掘り策、国際金融不安に対応する危機対応貸付等の臨時措置は、来年3月末に期限切れ。

上記①の事業イメージ

- 借換保証の拡充・促進（信用保証協会）

既往の保証付き融資等の借換を促進することにより、当面の中小企業の資金繰りを緩和。

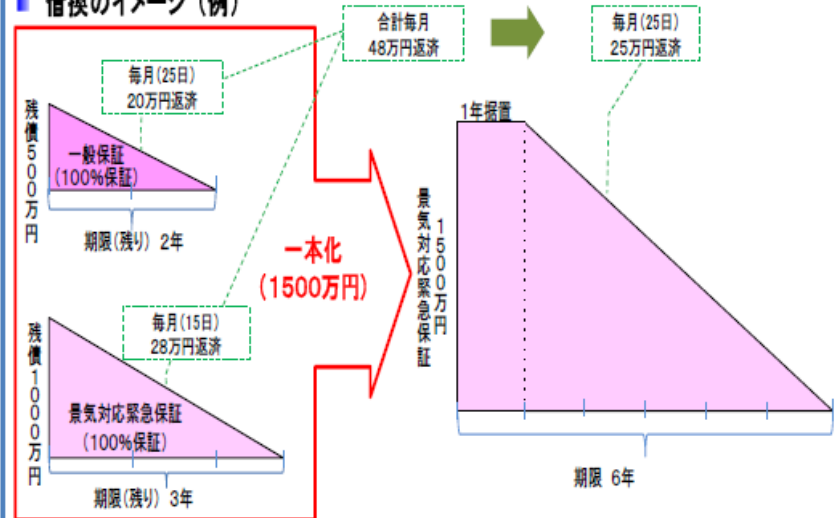
※ なお、日本政策金融公庫（中小事業部）においても借換えを促進。
- 小口零細企業保証（信用保証協会）

保証協会の保証利用残高が1,250万円以下で、かつ、従業員が20名（商業又はサービス業を主たる事業にする事業者については5名）以下の小規模企業を対象とする100%保証。
- セーフティネット保証（信用保証協会）

特に業況の悪い中小企業等を対象とする100%保証。

○ 既往の保証付き融資について、新たな保証付き融資に借り換える制度。

借換のイメージ（例）



本制度のメリット

- 複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担が軽減（条件変更と同じ効果）
 - 新たに、据置期間を設けることも可能（返済猶予と同じ効果）。
 - 金融審査が通れば、真水（ニューマネー）の追加も可能（条件変更先への新規貸付と同じ効果）。
- ※ 8割保証の借入金は、8割保証で借り換える必要。

中小企業海外展開等支援事業

【対策本文Ⅱ-4-(3)-(イ)】

担当課：中小企業庁
新事業促進課

【第一次補正予算額：21億円】

事業の内容

中小企業者が行う海外販路開拓を支援するため、ジェトロと中小機構の連携事業及びクール・ジャパン戦略の一部を前倒して実施をするとともに、複数の中小企業が地域や業界でまとまって行う取組を実施。

1. ジェトロと中小機構の連携による国内外一貫した支援

ジェトロは、中小企業による海外展示会等への出展支援や、有力バイヤー招聘を通じた商談機会の提供等を実施。中小機構は、経営支援の観点から、海外展開戦略策定支援等の国内における準備支援、多数の外国人バイヤーが訪れる国内見本市への出展支援を行う。

2. クールジャパン戦略による総合的な海外展開・訪日促進支援

世界が欲しがる日本の魅力と底力を産業化し、経済成長、雇用創出を実現するために、海外進出意欲のある企業による業種を超えたチームをつくり、海外市場調査等を実施して市場獲得・訪日促進戦略を策定。その戦略に沿って、市場に合わせた商品選定、現地での効果的な宣伝、商談会の開催等、海外販路開拓・訪日促進に必要な国内外での取組を一貫して総合的に支援。

3. 地域・業界単位での商談会等の支援

複数の中小企業者が地域や業界毎にまとまって、技術面や流通面など自らの強みを踏まえつつ、ターゲットを明確に定めた上で自主的に行う海外販路開拓（独自商談会の開催、海外見本市への参加、詳細な市場調査、現地エージェントの活用等）に対する支援を実施。

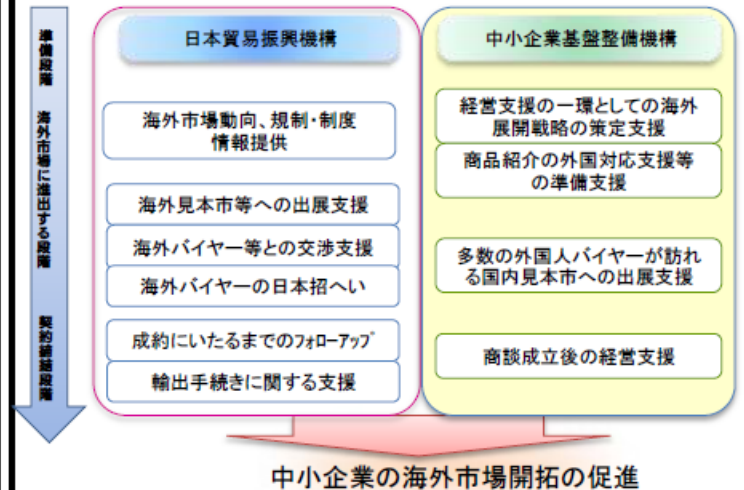
■上記1. について



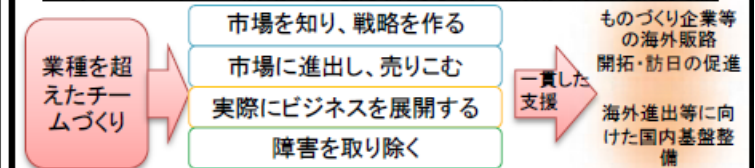
■2. 3. について



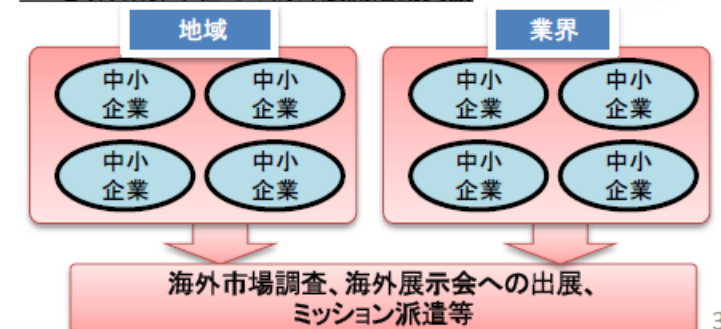
1. ジェトロと中小機構の連携による国内外一貫した支援



2. クールジャパン戦略による総合的な海外展開・訪日促進支援



3. 地域・業界単位での海外展開活動支援



新事業活動促進支援補助金 【対策本文Ⅱ-4-(3)-(9)】

担当課: 中小企業庁
新事業促進課

【第一次補正予算額: 20億円】

事業の内容

○中小企業者が行う、異分野の中小企業者同士の連携、地域産業資源の活用、農商工連携の制度を活用して先進的かつモデル性の高い事業計画に沿って取り組む新商品・新サービスの開発等の取組に係る経費の一部を補助することにより、中小企業の新事業活動等の促進を図る。

- **新連携型**
異分野・異業種の中小企業者同士が有機的に連携し、互いの経営資源(技術・販路等)を有効に活用して行う新事業活動
- **地域資源活用型**
中小企業者等が地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源、伝統文化等)を活用して行う新事業活動
- **農商工等連携型**
中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、互いの経営資源(技術・販路等)を有効に活用して行う新事業活動

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ



転業チャレンジ支援事業 【対策本文Ⅱ-4-(3)-(ウ)】
 (「全国転業チャレンジサポートキャラバン」等) (仮称)

担当課: 中小企業庁
 小規模企業政策室

事業の内容

- 現下の厳しい経済環境の下、地域経済と雇用を支える地域中小企業は疲弊。我が国地域経済の回復及び活性化の鍵となる地域における転業希望者のニーズに対応し、転業の実現、成功を促すため、全国の中小企業応援センターにて、転業チャレンジに係る相談会 (「全国転業チャレンジサポートキャラバン」)を全国的規模で開催(各都道府県で複数回きめ細かく開催)。
- 転業希望者の新事業立ち上げや転業後の経営課題克服のため、地域・転業希望者のニーズに対応し、現在の中小企業応援センターによる専門家派遣事業により、転業希望者に対しFace to Faceでのきめ細かい支援を一体的に実施するとともに、中小企業応援センターにおいて、転業に関する特別相談窓口を設置。
- これにより、地域における転業ニーズを転業の実現につなげ、我が国経済の活性化を図る。



中小企業支援機関等
 (中小企業応援センター)

※現在84の中小企業支援機関等(商工会議所・金融機関ほか)に中小企業応援センターを設置



事業イメージ

中小企業応援センター

全国転業チャレンジサポートキャラバン

- ・ 転業に関する心構え、成功手法等転業に関する基礎知識／ノウハウを有しない者を対象に、相談会を開催。
- ・ 当該相談会は、全国規模で実施し、転業希望者の新事業立ち上げを支援。

一体的支援

専門家派遣等

- ・ 上記相談会以外にも、**新事業の立ち上げや転業後の経営課題克服のため、各地域のニーズに対応し、専門家を積極的に派遣し、相談を受付。**

転業の実現

- ・ 転業後の個別の経営課題に対する支援要請に対しても、専門家派遣により転業の成功に向け、きめ細かくフォローアップ。

転業の実現／転業成功へ

中小企業応援センターについて

■地域の中小企業団体・金融機関・NPO等による中小企業への経営支援を補完・強化するため、専門家派遣等を実施。

転業とは

■これまである事業を実施していた事業者が、別の事業に転換すること。例えば、建設業を実施していた事業者が介護福祉業に転じ、事業を開始すること。

中小企業人材対策事業（実践型研修事業）【対策本文Ⅱ-4-(3)-(㊦)】

【第一次補正予算額: 5億円】

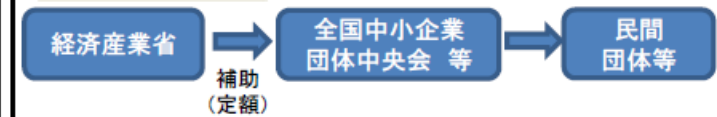
事業の目的

中小企業は、我が国経済を支え、牽引する役割を果たす一方で、経営資源の不足等により、人材の育成が困難な状況。

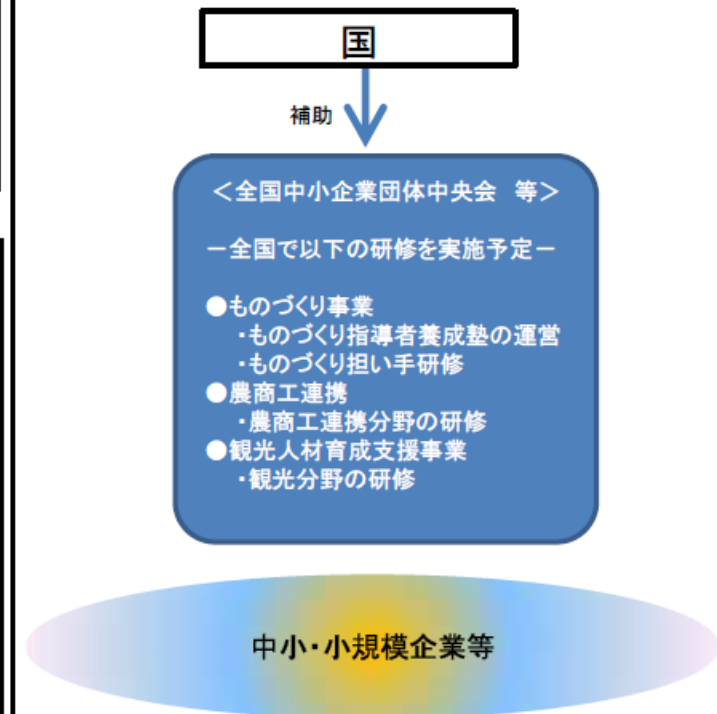
このような状況を踏まえ、特に基盤分野、成長分野において即戦力となる人材を育成するため、実践的な研修を実施。

具体的には、技術承継が課題となっているものづくり分野において、ものづくり現場技術伝承を促進するとともに今後、成長が見込まれる農商工、観光・サービス分野において、実践力の付与を目的とした研修を行うことにより、中小企業の現場力の維持・向上、従業員のスキル向上を目指す。

実施体制



事業イメージ



事業の内容

中小企業の基盤分野・成長分野を担う人材の育成を行うため、実践型の研修を行う。

●ものづくり事業

OB人材等を活用し、ものづくり中小企業等の技術力の維持・向上のための指導者を育成するとともに、中小企業で特に不足している若手技術者を対象に現場実習主体の研修を実施。

●農商工連携人材育成事業

農林水産物の生産から加工、流通、販路開拓までを1つのビジネスサイクルとしてとらえ、戦略的に農商工連携を展開できる人材を育成するため、講義研修、実地研修を実施。

●観光人材育成支援事業

観光産業に従事する従業員のスキルの修得や地域の観光振興を担う人材の育成を実施。

○保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止： **安心こども基金の延長・積み増し**

社会全体で子育てを支える社会を実現するとともに、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、待機児童ゼロ等を目指す「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）の達成に必要な取り組みを促進し、保育サービス等の基盤整備を図る。



安心こども基金について、**実施期限を延長するとともに、積み増しを実施**

※ 平成23年度末まで延長。なお、保育所の整備事業等については、23年度中に工事に着手し、24年度に完了等が見込まれる場合には助成対象とする。

安心こども基金の延長・積み増しの概要

保育サービス等の充実

待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施（年間約5万人の受入れ定員増）

**すべての家庭を対象とした
地域子育て支援の充実**

地域の創意工夫により地域の子育て力を育む取組等を充実

児童虐待防止対策の強化

子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上 など

社会的養護の推進

児童養護施設等の生活環境の改善、職員の資質の向上、退所児童等の就業支援 など

ひとり親家庭等の支援

厳しい雇用情勢下で、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援 など

（事業の継続）

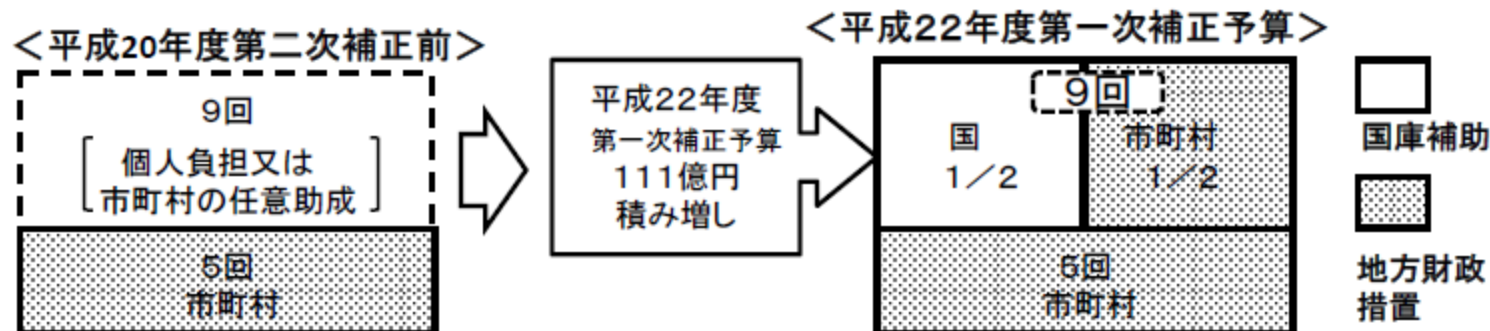
妊婦健康診査支援基金の延長・積み増し等について

1. 妊婦健康診査支援基金について

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、平成20年度第二次補正予算(790億円)により、都道府県に妊婦健康診査支援基金を造成し、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。
(事業実施期限:平成22年度末)



妊婦健康診査支援基金について、実施期限を延長するとともに、積み増しを実施
妊婦健診(HTLV-1抗体検査を含む)の公費助成を平成23年度も継続



2. HTLV-1母子感染予防対策について

保健指導の体制づくりとして、以下を実施

- ・マニュアル(医師向け、保健師等向け)の印刷・配布
- ・妊婦向けリーフレットの作成・配布
- ・HTLV-1対策研修会の実施

○地域医療の再生と医療機関の機能強化： **地域医療再生臨時特例交付金の拡充**

地域医療再生基金（拡充）

主に三次医療圏における医療提供体制の課題を踏まえて各都道府県が地域医療再生計画を策定

○対象地域 **都道府県（三次医療圏）**

○対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定
（広域の役割を担う高度・専門医療機能を持つ医療機関や救命救急センターの整備・拡充、急性期を経た患者の回復期、在宅に至るまでの医療連携体制の構築 等）

○計画期間 平成25年度までの4年間

○計画の評価・助言は、厚生労働省に設置する有識者による会議で実施

課題

都道府県単位（三次医療圏）の広域医療圏における医療提供体制整備の考え方が十分に計画されていない

従来の地域医療再生基金（平成21年度補正予算）

地域の医師確保、救急医療の確保等、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県が地域医療再生計画を策定

○対象地域 **二次医療圏を基本とする地域**

○対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定
（ただし医師確保事業は必須）

○計画期間 平成25年度までの5年間

○予算総額 2,350億円
（25億円×各県2か所×47都道府県）

○計画の評価・助言は、厚生労働省に設置する有識者による会議で実施

支援

地域の診療機能強化の例

集中治療室・医療機器等の整備

高度・専門医療機能を持つ医療機関、救命救急センターの整備・拡充

- ・広域医療圏の患者を対象としたがん、脳卒中等の医療機関の施設・設備の整備
- ・三次救急医療を担う医療機関の施設・設備の整備



連携医療機関の整備

高度・専門医療機能を持つ医療機関と連携する医療機関の整備・拡充

- ・急性期を脱した患者を受け入れる後方病床の確保支援
- ・二次救急医療機関の整備・拡充

退院支援の体制強化

回復期医療を担う医療機関
・在宅復帰に向けてリハビリを集中実施

診療所



継続的に健康管理



紹介

紹介

紹介

三次医療圏（都道府県単位）

二次医療圏（30万人規模）

一次医療圏（市町村程度）

日常生活圏

本事業の接種の対象者について

子宮頸がん予防(HPV)ワクチン

【接種対象者】 中学校1年生（13歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子：3回接種
 （例外として、小学校6年生（12歳相当）の女子も対象とすることも可能〔この場合の助成対象範囲は最大4学年内までとする〕）

標準的な接種パターン

- ・ 中学1年生（13歳相当）の女子に3回接種

キャッチアップ（標準的な接種パターン以外）

- ・ 中学2年生（14歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子に3回接種

※子宮頸がんの原因となるHPVが主に性交渉で感染することから初回性交渉前に接種することが推奨されること、ワクチンの予防効果の持続期間が確立していないこと等から、専門家の総合的な議論を踏まえ設定

ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン

【接種対象者】 0～4歳の乳幼児

標準的な接種パターン

- ・ 生後2か月以上7か月未満に開始：3回接種（初回）、3回接種からおおむね1年の間隔に1回接種（追加）

キャッチアップ（標準的な接種パターン以外）※以下のようにすることができる

- ・ 生後7か月以上12か月未満に開始：2回接種（初回）、2回接種から概ね1年後に1回接種（追加）
- ・ 1歳以上5歳未満に開始：1回接種

※ヒブワクチンの添付文書に基づき設定

小児用肺炎球菌ワクチン

【接種対象者】 0～4歳の乳幼児

標準的な接種パターン

- ・ 生後2か月以上7か月未満に開始：3回接種（初回）、3回接種から60日以上の間隔に1回接種（追加）

キャッチアップ（標準的な接種パターン以外）※以下のようにすることができる

- ・ 生後7か月以上12か月未満に開始：2回接種（初回）、2回接種から60日以上の間隔に1回接種（追加）
- ・ 生後12か月以上24か月（1歳）未満に開始：2回接種（60日以上の間隔）
- ・ 2歳以上5歳未満に開始：1回接種

※侵袭性肺炎球菌感染症は24か月未満の小児において最大となること、世界保健機構（WHO）の勧告等を踏まえ設定

※接種対象者の年齢の範囲で市町村が独自で接種年齢を設定することは可能

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金について

趣旨

- 予防接種部会における意見書（10月6日）や、国際動向、疾病の重篤性等にかんがみ、子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うこととしている。
- これを踏まえ、対象年齢層に、緊急にひととおりの接種を提供して、これらの予防接種を促進するための基金を都道府県に設置し、補正予算において必要な経費を措置する。

事業概要

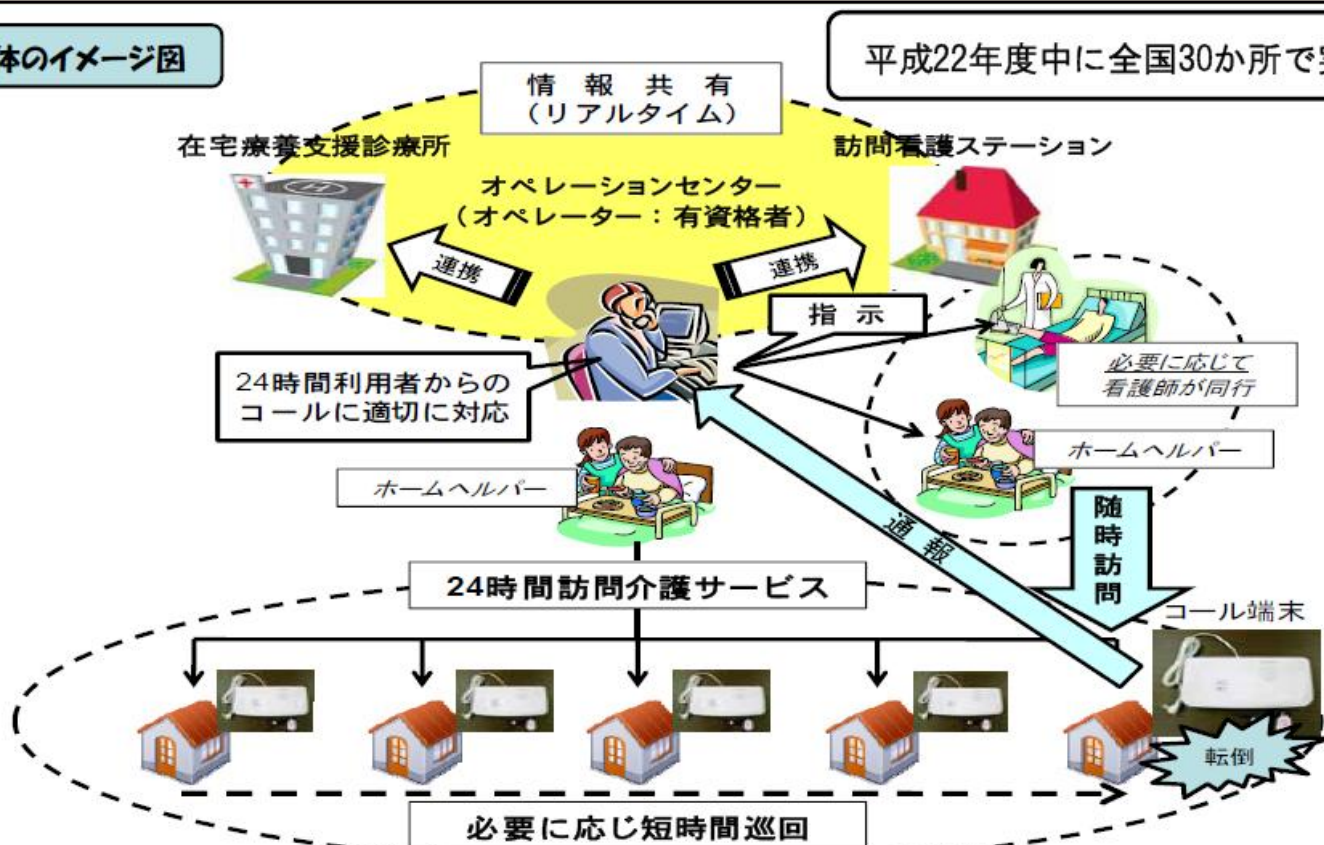
■基金の助成範囲等

- 基金の対象疾病・ワクチン：子宮頸がん予防（HPV）ワクチン
ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン
小児用肺炎球菌ワクチン
- 基金の設置：基金は、都道府県に設置し、市町村の事業に対し助成する
- 負担割合：国1/2、市町村1/2（都道府県事務費1/2は都道府県負担）
※公費カバー率9割：市町村における柔軟な制度設計は可能
- 基金の期間：平成22年11月26日（補正予算成立日）～平成23年度末まで
※補正予算成立日から適用
- その他：被害救済に万全を期するため、助成対象事業には民間保険への加入、健康被害副反応報告が行われるための措置を講じることを要件とする
※平成23年度予算概算要求に計上している子宮頸がん予防対策強化事業は取り下げ

○介護サービスの充実：24時間地域巡回・随時訪問サービス事業の実施

- 24時間のオンコール体制を活用した随時の訪問による『安心感』の提供
- 短時間の巡回を含む定期的な訪問による『利用者のニーズや生活スタイルに合ったサービス提供』を可能に（例：起床介助→昼食介助→服薬介助→水分補給→就寝介助→深夜の排せつ介助）
- 利用者からのコールを受診するオペレーションセンターを活用し、訪問看護や在宅療養支援診療所との情報共有による『医療との連携』を推進（地域の訪問サービス拠点としての機能強化）

全体のイメージ図



○介護サービスの充実：

介護職員等がたんの吸引等の医療的ケアを行うための必要な体制整備

特別養護老人ホーム、居宅介護事業所等において、医師・看護職員との連携・協力の下に、たんの吸引等が必要な高齢者や障害者に対して、必要なケアをより安全に提供するため、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成する。

たん吸引や経管栄養などの「医療的ケア」は、現在は、医学的管理など一定条件の下で運用によって認められているが、あくまでも「当面のやむをえず必要な措置」としての位置づけ。このため、介護現場では実施を躊躇する傾向があり、また、医学的管理の条件では、グループホームや有料老人ホームでの実施は困難。さらに、介護現場では研修等の機会を充実してほしいとの要望が強い。

※現在、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」で検討中。



介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアを適切に実施するための研修事業を実施する実習施設に対し、研修に必要なたんの吸引機器等(たん吸引器、パルスオキシメーター等)を整備する。(700か所程度)

※パルスオキシメーター…指先や耳などにつけることにより、脈拍数や経皮的動脈血酸素飽和度(血液中にどの程度の酸素が含まれているか)を測定する機器

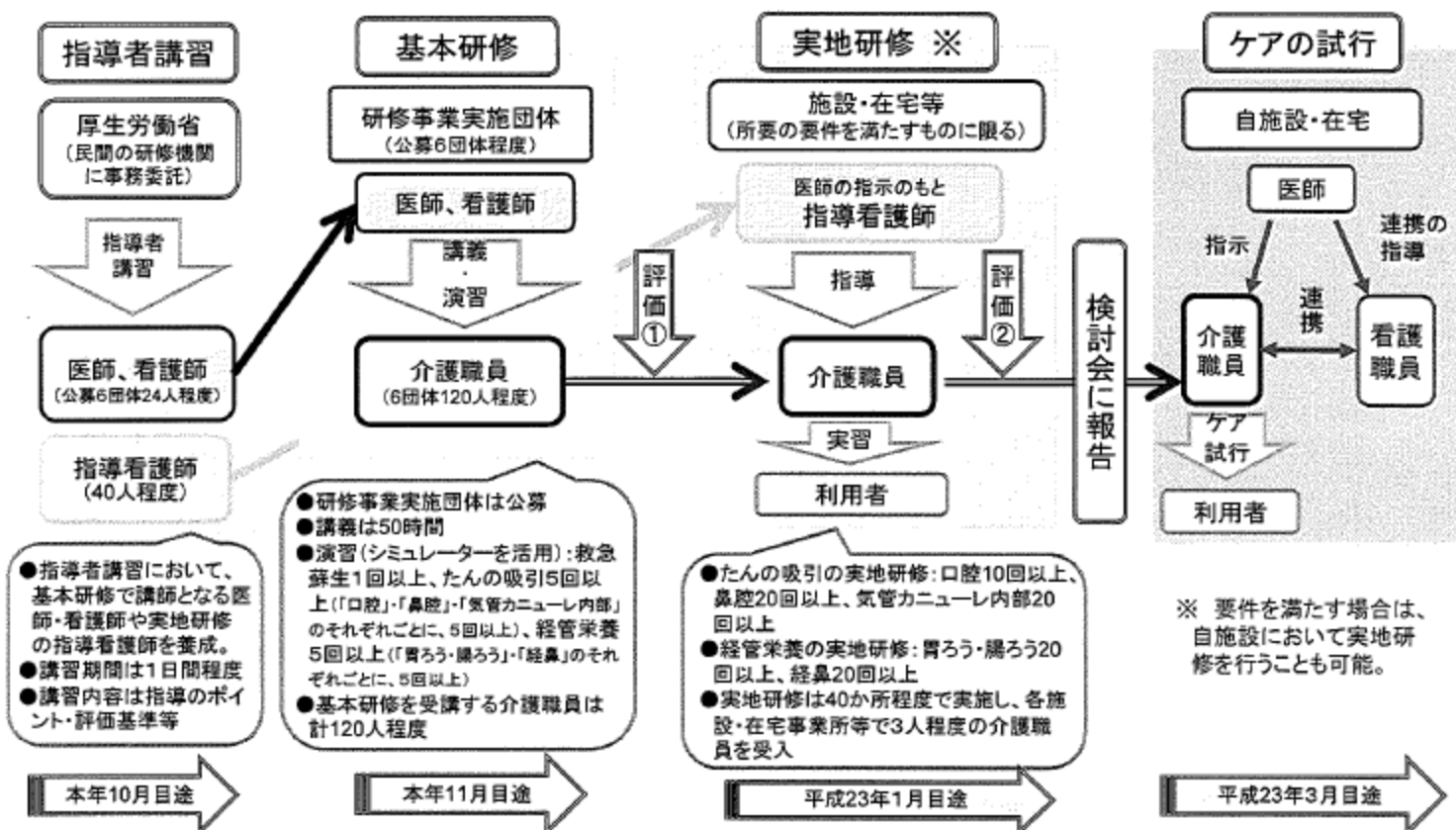
別途、在宅、介護保険施設、学校等において介護職員等がたんの吸引や経管栄養等の日常の「医療的ケア」を実施できるよう、法整備の検討を進める。

介護職員等によるたんの吸引等の試行事業（案）の概要

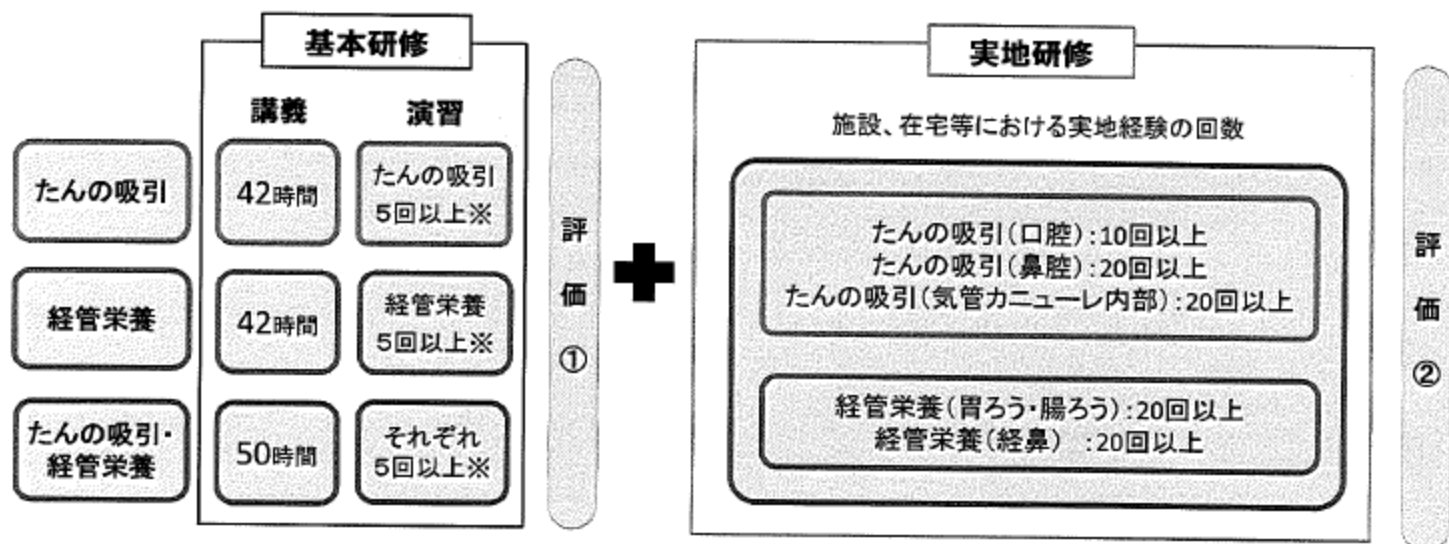
資料2

※ 試行事業の実施にあたっては、基本的内容について検討会で御議論いただいた上で、具体的なテキスト作成、評価①評価②の基準、実地研修の実施方法等については、検討会から大島座長、内田委員、太田委員、川崎委員、川村委員にアドバイザーをお願いする。

※ 指導者講習は老人保健健康増進等事業で実施、基本研修及び実地研修は介護サービス指導者等養成研修等事業及び障害保健福祉部保健福祉調査委託費で実施。



試行事業における研修カリキュラム（案）のイメージ図



※たんの吸引の演習は、「口腔」・「鼻腔」・「気管カニューレ内部」のそれぞれごとに、5回以上実施する。
 ※経管栄養の演習は、「胃ろう・腸ろう」「経鼻」のそれぞれごとに、5回以上実施する。
 ※救急蘇生法演習(1回以上)も必要。
 ※シミュレーターが必要。

※実地研修を実施する施設・在宅等は基本要件(＃)を満たすことが必要。

＃実地研修を実施する際に必要とされる基本要件

- ① 組織的対応を理解の上、介護職員等が実地研修を行うことについて書面による同意
- ② 医師から指導看護師に対する書面による当該行為の指示
- ③ 指導看護師の具体的な指導
- ④ 患者(利用者)ごとの個別計画の作成
- ⑤ マニュアルの整備
- ⑥ 関係者による連携体制の確保

- ⑦ 指示書や実施記録の作成・保管
- ⑧ 緊急時対応の手順、訓練の実施
- ⑨ たんの吸引及び経管栄養の対象となる患者が適当数入所又は利用している
- ⑩ 介護職員を受け入れる場合には、介護職員数名につき指導看護師が1名以上配置
- ⑪ 介護職員を指導する指導看護師は臨床等での実務経験を3年以上有し、指導者講習を受講している

認知症高齢者グループホーム等防災補強等支援事業

1 認知症高齢者グループホーム等の防災補強等の改修支援事業

- 目的:地震等防災対策上必要な補強改修・用途変更に必要な改修、老朽化に伴う修繕(既存建物の改修により設置したもの)等に対する支援を行い、介護サービス利用者の安全性確保を図る。
- 実施主体:市区町村(※事業者へは市区町村より交付)
- 対象施設:地域密着型施設
{
 - 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等}
- 助成単価:定額(※検討中)

2 既存特別養護老人ホーム等の個室・ユニット化改修事業

- 目的:既存の特別養護老人ホーム等の個室・ユニット化改修事業を支援し、施設機能の向上や施設利用者の生活環境の改善を図る。
- 実施主体:市区町村(※事業者へは市区町村より交付)
- 対象施設:特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(特別養護老人ホーム等への転換に際し個室・ユニット化する場合)
- 助成単価:定額

	現行単価		新単価
多床室 → 個室・ユニット化	100万円	➡	200万円
個室 → 個室・ユニット化	50万円		100万円

「地域主権改革」に関する地方における取り組み課題
（「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」を中心に）
～統一地方選挙に向けた政策資料②～

はじめに

民主党政権は、「地域主権改革」を改革の1丁目1番地と位置づけ、政権発足後、地域主権戦略会議を設置し、2010年3月に「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」等を第174回国会に提出、2010年6月には「地域主権戦略大綱」を閣議決定するなど、その実現に向けた取り組みを進めている。【資料1】

「地域主権戦略大綱」は、①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、②基礎自治体への権限移譲、③国の出先機関の原則廃止、④ひも付き補助金の一括交付金化など主要政策の進め方を定めたものである。その基本的方向は連合がめざす地方分権の考え方と同じであり、その具体化に向け一歩前進したことを評価する。【資料2】

地方分権（地域主権改革）の本旨である、地域の実情に合った最適な公共サービスの提供を実現するには、地方自治体が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みを構築する必要がある。そのため、地方自治体の首長及び地方議員は、地域主権改革における自らの役割・責任を十分に認識し、地方自治体における体制整備を進める必要がある。さらに、4月の統一地方選挙において、連合は、支持・協力関係にある候補者とともに、政府・民主党が取り組む地域主権改革の意義を地域住民に訴えるとともに、そのもとで目指すべき自治体のあり方や公共サービスのあり方を争点に選挙を闘うことが重要である。

そのような観点から、地方連合会における地域主権戦略に関する取り組みの参考に供するため、とりわけ地方自治体での的確な対応が求められる「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」について概要及び地方での取り組みの課題・ポイントを示す。

1. 「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」の概要

(1) 義務付け・枠付けの見直しの意義

「義務付け」とは、地方自治体に一定の活動を義務付けることをいい、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続・基準等の枠付けを行うことをいう。対象となる事項は、地方自治体の自治事務のうち、法令で義務付け・枠付けされ、条例で自主的に定める余地のないものである。

地方分権を進めるためには、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を進めることにより、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方自治体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく必要がある。政府が示す義務付け・枠付けの基本的方向は連合の考え方と同じである。

一方で、地方に委ねられる「設置管理の基準」等の条例によって結果的に社会的セーフティネットの後退や、公共サービスの縮小・質の低下を招かないよう見直しを進めていく必要がある。とりわけ社会保障分野では、国が責任を持ってナショナルミニマム（最低基準）を確保する必要がある。また、合意形成にあたっては、国と地方自治体との協議だけでなく、住民・利用者・保険者・被保険者などのステークホルダー

の意見や懸念に耳を傾け、理解を得るプロセスが必要である。

(参考)

■連合「2010-2011年度 政策・制度 要求と提言」(抜粋)

4. 国と地方の役割分担を明確にしつつ、地方自治の本旨に合った地方分権を進める。

(1) 国、都道府県、市町村の役割分担を明確にして国と地方との関係を再検討する。これまでの中央政府主導のシステムから「基礎自治体優先の原則」による行政に転換、地方自治体の事務範囲や公共サービスのメニュー・水準等について、住民意思を反映した制度設計が行える仕組みを整備する。

①国家としての存立に関わる事務や全国的な視野に立った施策、国の責任としてのセーフティネット等、国が担うべき事務以外の事務については広く地方自治体が担うべく、地方自治体の事務に対する国の義務づけを縮小する。

■連合「2011年度 連合の重点政策」(抜粋)

③地方自治の実現のための地方分権の推進

a) 「基礎自治体優先の原則」を徹底し、地方自治体の事務に対する国の義務づけ・枠付けを縮小する。同時に、保育、介護、児童養護、障がい者福祉、義務教育など、生存権や安全の確保、とりわけ人としての尊厳や子どもの成長に深く関わるサービスについては、国が最低基準を設ける。

(2) 義務付け・枠付けの見直しについての経過

①地方分権改革推進委員会「第3次勧告」【資料3】

平成19年4月に設置された地方分権改革推進委員会において調査審議が行われ、その第2次勧告(2008年12月)において見直す必要があるとされた義務付け・枠付けのうち、特に問題があるとされた「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」について、その具体的な見直し措置等が第3次勧告(2009年10月)において提示された。

②地方分権改革推進計画での「第1次見直し」

政府は、第3次勧告に盛り込まれた義務付け・枠付けのうち、まずは地方自治体から要望のあった事項を中心に地方分権改革推進計画を策定し、2009年12月15日に閣議決定した。ここには、第1次見直しとして、63項目、121条項が盛り込まれた。

【資料4】

この地方分権改革推進計画に基づき「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」等を第174回国会に提出した(参議院通過後、衆議院で継続審議中)。【資料5】

③地域主権戦略大綱での「第2次見直し」

第3次勧告で示された見直し対象のうち、当該計画策定の際に見直しの対象とされたもの以外の義務付け・枠付けについて、引き続き見直しが進められた結果、地域主権戦略大綱において第2次見直しとして、308項目、528条項が盛り込まれた。

これらの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括

法案等を2011年の通常国会に提出するとされている。【資料6】

2. 地方における取り組みの課題・ポイント

(1) 地方における取り組み課題

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大により、これまで国が決定し地方自治体に義務付けてきた「設置管理の基準」等を、地方自治体が条例の制定等により自ら決定し実施することになる。【資料7～8】

そのため、地方自治体は、「地域主権改革」の趣旨を踏まえ、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任により地域の実情に合った基準の設定や、適切な施策等を講じなければならない。

さらに、地方が必要とする公共サービスをタイムリーに効率よく提供するために、地方議会における地域住民の声を反映した審議はもとより、住民の声を吸収・反映できる政策決定・行政評価システムの構築など、地域住民の地方自治への参加保障が重要である。

その意味で、条例を制定する地方議会及び地方議員の役割は一層重要になり、この趣旨を理解する議員の選出など、地方分権推進のための「受け皿」作りが必要である。

(2) 統一地方選挙での取り組みのポイント

地方連合会は、民主党県連や支持・協力関係にある候補者と、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」をはじめとする地方分権（地域主権改革）の課題について協議し、認識の共有を図るとともに、政策協定等に連合の考えが反映されるよう働きかける。

- ① 地方分権（地域主権改革）の意義と課題等についての加盟組合・地域住民へのPR
- ② 民主党政権下での統一地方選挙の意義（地域主権改革のための地域の「受け皿」 [=地方議会] 作り）のPR
- ③ 政府の経済対策・予算措置（特に地域に関わる内容）の加盟組合・地域住民へのPR等【別資料参照】

地方連合会及び民主党県連や支持・協力関係にある候補者は、統一地方選挙の勝利と政策の実現に向けて、目指すべき自治体のあり方や公共サービスのあり方を提示し、選挙を闘う。

以 上

地域主権戦略大綱（構成と概要）

平成22年6月

第1 地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判斷を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策的・効果的な推進を図る。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

第7 直轄事業負担金の廃止

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

第10 緑の分権改革の推進

- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

地域主権戦略の工程表(案)

(H22.6.22 地域主権戦略大綱策定後)

		フェーズ I 推進体制の確立から「地域主権戦略大綱」の策定へ		フェーズ II 「地域主権戦略大綱」を通じたマニフェスト事項の実現から「地域主権推進大綱」の策定へ		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		12月	3月	6月	夏	夏
地域主権戦略会議		戦略会議発足 11/17 工程表(骨格)提示 [随時会議開催]	地域主権推進一括法案(第1次) [法律設置]	地域主権戦略大綱	地域主権推進大綱(仮案) [見直し期限]	
国と地方の協議の場の法制化		初代会合 法制化実務検討Gでの検討 [随時開催]	法案	戦路大綱に沿った以下の取組等の推進 [開催]		
義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大		3次勧告中 地方要望分 地方分権改革推進計画	地域主権推進一括法案(第2次)	地域主権推進一括法案(第2次)	積み残し分 + 2次勧告分の実現に向け検討	
基礎自治体への権限移譲		1次勧告を具体化	具体的措置	一層の権限移譲について検討		
国の出先機関の原則廃止(抜本的な改革)		基本的考え方の検討	基本的考え方	関連法案 → (事務・権限の地方移譲等) 更なる検討・具体化		
補助金等の一括交付金化		基本的考え方の検討	基本的考え方	関連法案 → (税算は23年度以降段階的実施) 更なる検討・具体化		
地方税財源の充実確保		②地方交付税を1.1兆円増額確保	①～④の一般財源総額の安定的確保(財源確保)	税制改正・地方財政対策等による地方の自主財源の充実強化		
直轄事業負担金の廃止		【関係府省】関係府省官VWTでの検討	【関係府省】関係府省官VWTでの検討	【関係府省】建設費分の検討		
地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し)		【総務省】前倒し実施分	【総務省】「地方行政検討会議」で地方自治法の抜本改正の検討	⇒ 成案が得られた事項から順次法案化		
自治体間連携・道州制			自治体間連携等の自発的な形成(「道州制」についての検討も射程)			
緑の分権改革の推進		【総務省】先行実証調査 先行実証調査 先行実証調査	先行的・総合的に取り組む自治体による調査ほか改革推進のための研究等	積極的推進(規制緩和等の支援、広報・啓発)		

地方分権についての連合の考え方

1. 基本的な考え方

小泉政権以降の「小さな政府」(※1)「市場経済万能主義」により、強者と弱者が二極化・固定化する格差社会が国民生活に暗い影を落としている。同時に、過度に中央集権的な経済システムにより、従来は地方で創造・生産され、地方に配分されていた富までもが中央に吸収され、いまや地方は活力の源泉すら失いかけている。

このような状況のなかで、政府が昨年3月に内閣府に設置した「地方分権改革推進委員会」が、11月16日に「中間的なとりまとめ」を行った。「中間的なとりまとめ」では、地方分権改革の理念や検討の方向性が示されているものの、行政・法制問題と財政問題が一体的に議論されているとはいいがたい。また、経済的自立による地方活性化が重視されており、住民の視点という地方分権の本旨が欠落している点も大きな問題である。

地方分権については、政府のみならず、経済団体をはじめ多くの組織・団体において活発な議論がなされている。しかしながら、政府・与党や経済団体などによるこれまでの議論の多くは、住民・国民のための地方自治という地方分権の本旨を追求する議論が不十分なまま、「財政再建」の視点に偏重しているといわざるを得ない。

地方自治を実現するための真の地方分権とは、地域住民の視点に立ち、国と地方の役割を明確にし、行政の透明性を高めた上で、有効で効率的な行政の観点から、効率化や住民のためのサービスを維持・向上させるものであり、いわゆる「新自由主義」的な地方分権の考え方とは異なるものである。

連合の考える地方分権の基本的な視点は、①地域の支え手としての住民・働く者の視点、②地域住民の視点に立った地方自治体・地方議会の機能・役割の整理、③地域が選択できる公共サービスの提供のあり方、④地方財政の健全な運営である。真の地方分権の実現には、これらの視点が不可欠である。

なお、この間の議論において、政府・与党や経済団体のなかに、道州制を「国家戦略」「究極の構造改革」と位置づけ、「道州制ありき」の地方分権改革を推し進めようとする動きがある。連合は、道州制そのものを否定するものではないが、そのような位置づけで議論が進められることについては、強い懸念を持たざるを得ない。まず、真の地方分権のあり方についての十分な議論を行った上で、それを実現するための組織や枠組みの議論を行うべきと考える。また現在、多くの組織・団体において道州制に関する検討が行われているものの、道州の位置づけや性格等、道州制全般に関する概念が統一されておらず、道州制の議論が必ずしもかみ合っていないことも問題である。

(※1) ここでいう「小さな政府」とは、新自由主義に基づき、福祉国家における社会的セーフティネットや再分配のための財政機能を否定し、市場経済という経済システムの拡張と政治システムの縮小を求める概念のことをさす。

2. 具体的な考え方

国民が求めているのは、中央集権的で一律的なサービスではなく、住民自らが地域に必要なサービスを選択し、個々人のニーズに応じてサービスを楽しむことができることであり、そのためにこそ地方分権が推進されなければならない。

地域社会は、国民、勤労者の生活の基盤であり、そこには子どもや老人、障がい者等、社会の支援を必要とする人たちも多く生活している。地方行政はこうした人々が安心してくらすことに責任を持っている。地方分権改革は、こうした働く者や地域住民の生活に焦点を当て、地域の意思が反映される自治の実現のためになされなければならない。

(1) 地域住民の参加保障が確保された地方自治の実現

地方議会の活性化に加えて、地方自治体の行政事務手続きの簡素化、行政情報へのアクセス向上等に取り組むとともに、地方行政の政策決定過程や行政評価への住民参加を促進させる。

- 地方自治の本旨に沿った地方分権の実現のためには、首長、地方議会、地域住民の三者が有機的に機能することが求められる。地方議会は政策立案や首長・地方行政当局に対するチェック機能を強化し、地域住民は自らの声を地方議会や首長・行政当局に対して主体的に発信し、首長は行政当局の責任者として地方議会や地域住民に対する説明責任を果たす必要がある。
- そのためには、地方議会の活性化に加えて、地方自治への地域住民の参加保障がなされていなければならない。地方が必要とする公共サービスをタイムリーに効率よく提供するためには、地方議会における地域住民の声の反映した審議は勿論のこと、制度面では住民の声を吸収・反映できる政策決定・行政評価システムが必要である。また併せて、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセスの向上等、地域住民の地方行政、地方政治への意見発信を促進する環境整備が必要である。
- 地域住民の地方行政への参加保障(=住民への門戸の開放)と基礎自治体優先の原則(=住民意思の反映)(※2)が車の両輪となり、具体的な政策決定、制度設計が行われることを通じて、より自治に軸足を置いた地方分権を実現する。

(※2) 本考え方における自治体に関する用語の定義は以下の通り。

基礎自治体：現行制度では市町村と東京都特別区。首長や地方議会等の自治制度がある最小の地方行政区画の単位。

広域自治体：現行制度では都道府県。

地方自治体：基礎自治体、広域自治体の含めた自治体の総称。

(2) 「基礎自治体優先の原則」の徹底

「基礎自治体優先の原則」を徹底し、地方自治体の事務範囲や公共サービスのメニュー・水準等について、住民意思を反映した制度設計が行える仕組みを整備する。また、行財政基盤の確立に資する自主的な市町村合併を進める。さらに、近隣基礎自治体との広域連携等により、相互依存・相互協力的な自立的自治を構築するための仕組みを整備する。

- 住民に身近なサービスはできる限り基礎自治体が決定する「基礎自治体優先の原則」を徹底し、基礎自治体が、住民自らの意思で、地方の実情にあった自治体のあり方、基礎自治体としてすべき事務や役割の範囲、公共サービスのメニューや水準、担い手などを決定する仕組みを導入する。
- 国家としての存立に関わる事務や全国的な視野に立った施策、国の責任としてのセーフティネット等、国が担うべき事務以外の事務については広く地方自治体が担うべく、地方自治体の事務に対する国の義務づけを縮小する。
- 財政問題の解消を最優先することなく、行財政基盤の確立という合併の本旨に沿った自主的な住民合意に基づいた市町村合併を進める。政府は、このために必要な法整備を行うとともに、合併前後の基礎自治体への支援体制を拡充する。また、いわゆる「平成の大合併」について、地方行財政両面から中長期的な検証を行う。
- 単一の基礎自治体のみで行うことが非効率な事務・サービスについては、基礎自治体間の広域連携や広域自治体の補完機能を活用し、相互補完的な自立的自治を確立する。

(3) 新たな「三位一体改革」への組み直し

地方税財源の充実確保に向け、新たな「三位一体改革(地方交付税、税源移譲、国庫補助負担金のあり方の見直し)」を行う。

- 新自由主義的な考え方のもとで進められ、地方交付税の大幅削減、地方財政の疲弊・破綻の一因となった「三位一体改革」を見直し、地方税財源の充実確保のための地方交付税改革、さらなる税源移譲、国庫補助負担金改革を展開する。
- 具体的には、国と地方等(六団体代表や民間有識者)が参画し、地方財政計画の水準や地方交付税算定を決定する「地方財政委員会」を設置する。また、2007年度から導入された新型交付税(人口と面積を基準として交付税額を算定)は、地方自治体間の財政力格差の拡大が懸念される今日においては、個別の地方自治体の状況を反映した交付税算定が簡素化よりも優先されることから、安易に拡大しない。
- 国税と地方税の比率が現行の57対43から、少なくとも50対50となるようさらなる税源移譲を進める。移譲する税目については、普遍性、安定性、応益性などの地方税原則を踏まえつつ、地方消費税や個人住民税等の偏在性が小さい税目を中心とする。
- 国庫補助負担金については、奨励的補助金や公共事業関連の補助金を中心に、補助率の引き下げによらない一般財源化を図る。また、国直轄事業については、そのあり方を検討する必要があるが、当面、国と地方の事前の協議制度を確立し、事業実施に際して地方議会の議決を経る等、地方の合意のもとで必要な事業が実施されるようにする。

(4) 適切な道程を経た道州制議論を

道州制については、地方分権改革に関する諸問題について、自治と統治のバランスや、地方自治体の自立と相互連帯の観点から十分に検討を行った上で、地方自治を実現するための手段・仕組みとして、その具体像を検討していく。

- 道州制の検討については、その前提として、基礎自治体と広域自治体のあり方を地方分権的な視点から見直す。具体的には、自治と統治のバランスや地方自治体の自立と相互連帯の観点から、義務づけの見直しや地方財源の充実、権限移譲等、地方分権改革が抱える諸課題について十分に検討し、その上で、道州制のあり方や具体像を検討していく。
- 現在、政府・与党において検討されている道州制議論は、「小さな政府」や地方交付税の圧縮による「財政再建」の視点に偏重している。道州制のあり方についても、住民を地域に暮らし、働く生活者ではなく、納税者・公共サービス利用者として捉えた上で、都道府県と地方支分部局をいかに統合するかという実際には中央集権を強化するような組織論・枠組み論がにじみ出ており、地域住民のための地方分権の実現という目標からは乖離していると言わざるを得ない。

(5) 透明で健全な地方財政運営

地方自治体の財政情報や財政運営情報の分かりやすい開示を行うとともに、議会審議や監査の充実、オンブズマンによるチェック等、地方自治体財政の健全性確保に向けた仕組みを構築する。また、財政再建団体となった場合においては住民サービスの水準確保に十分配慮する。

- 議会の予算審議の活性化や住民の行財政運営に対する関心度を高めるため、適格性、網羅性、迅速性、透明性、さらには分かりやすさに配慮して、地方自治体の財政情報や財政運営状況を開示する。
- また、議会への根回しや監査の形骸化等を見直し、議会審議の充実、人材や人員を含めた監査の充実、オンブズマン等の住民によるチェック等、複数の関係者が関わるチェック機能の充実を図る。
- 財政再建団体制度については、2007年6月に成立した自治体健全化法により、公営企業も含めた普通会計以外の会計も将来債務などの影響に関して把握されるようになったことは評価できる。しかしながら、会計原則の異なる会計の赤字を連結する制度になっていることに加えて、財政見通しだけで地方自治体を評価する方向になりつつあることなど、制度上、運用上の課題も山積していることから、必要な見直しを行う。さらには、実際に財政再建団体となった場合においては、住民生活への過度な影響を避けるため、住民の暮らしや安全、安心等に直結する住民サービス等の水準確保に十分配慮する。
- 債務調整制度(財政破綻した地方自治体の債務の一部もしくは全部を免除することを認める制度)については、地方自治体債務の性格や責任の所在などについて基本的な論議が必要である。さらに、地域住民に対する基礎的なサービスへの影響等を勘案すると、一律的に導入すべきではない。

以上

地方分権改革推進委員会 第3次勧告（概要）

平成21年10月

第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

○ 第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付け(※)に係る条項(約4,000条項)のうち、特に問題のある下記右の(a) (b) (c)の事項(3つの重点事項)について、個別の条項毎に具体的に講ずべき見直し措置を提示(892条項)

〈条例制定権の保障の範囲を「地方自治の本旨」の観点から設定するという意義を有する取組みでもあり、我が国の地方自治制度始まって以来の試み〉

	具体的に講ずべき措置を提示した条項数
(a)	142
(b)	166
(c)	584
計	892

(a) 自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準

→ 「廃止又は条例への委任」へ見直し

・自治体の自由度の観点から条例への委任の仕方を類型化

① 「従うべき基準」 ② 「標準」 ③ 「参酌すべき基準」

・ 「従うべき基準」及び「標準」は真に必要な場合に限定

(b) 自治体の事務に対する国の関与（協議、同意、許可・認可・承認）

→ 「廃止又はより弱い形態の関与」へ見直し

※国の関与は、税財政上の特例措置が講じられる場合などに限定

(c) 計画の策定及びその手続の自治体への義務付け

→ 「廃止又は単なる奨励（「できる」「努める」等）」へ見直し

※義務付けは、私人の権利・義務に関わる行政処分の根拠となる計画などに限定

○ 3つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後、具体的に見直し措置を講ずるよう要請

全国知事会、全国市長会提言等の要望に係る条項は、106条項。
このうち、103条項(97%)の条項について見直しを提示

※「義務付け」とは、地方自治体に一定の活動を義務付けることを行い、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、基準等の枠付けを行うことをいう（今回の見直しは、自治事務についての法律の条項を対象としている。）。

第2章 地方自治関係法制の見直し

○ 教育委員会及び農業委員会について、必置規制を見直しして選挙制に

引き続き委員会を存置するか、長の所管とするかは、地域の実情に応じ地方自治体が自主的に判断

○ 地方自治体の財務会計制度について、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直すべき

第3章 国と地方の協議の場の法制化

○ 国と地方の双方の代表者が一堂に集まる機会をできるだけ速やかに設け、「国と地方の協議の場の法制化」について率直に意見を交換し、双方の合意を目指すべき

試案として、協議事項、構成員、会議の運営等について参考提示

義務付け・枠付けの見直しのイメージ

参考

〔未定稿〕

保育所

(児童福祉法第45条第2項、児童福祉施設最低基準第32条及び第33条(省令))

・国が施設基準(例:屋外遊戯場面積1人あたり3.3㎡以上、調理室必置)や職員配置基準(例:「保育士」資格者→満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上)を設定

→基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた整備・運営を可能にすべき

道路

(道路法第30条第1項及び第2項、道路構造令第11条及び第20条(政令))

・国が生活道路の勾配(12%以下)や歩道幅員(2m以上)等の基準を設定

※12%の勾配:100m進んで12m上下

→基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた整備を可能にすべき

公営住宅

(公営住宅法第23条、公営住宅法施行令第6条(政令))

・国が画一的な入居者基準(同居親族要件や全国一律の収入基準(15.8万円/月を超えないこと))を設定

→基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた入居者資格の設定を可能にすべき

学校

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条から第6条等)

・国が学級編制の標準(例:小学校1学級40人)や教職員定数の標準を設定

→学級編制、教職員定数を条例で定めることにより、地域の実情に応じた学校運営を可能にすべき

港湾

(港湾法第44条の2第2項)

・国が特定重要港湾の入港料の設定等に関して同意協議等の関与

→国の関与を廃止し、地方自治体(港湾管理者)の独自の判断で料金設定を可能にすべき

漁港

(漁港漁場整備法第6条第7項)

・市町村等が地元の漁港の区域を設定・変更する場合にも、国が認可

→国の関与を廃止し、市町村等が独自に指定等を行えるようにすべき

条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	<p>○「参酌すべき基準」とは、十分参照しな なければならぬ基準</p> <p>○条例の制定に当たっては、法令の「参 酌すべき基準」を十分参照した上で判 断しなければならぬ</p>	<p>○「標準」とは、通常よるべき基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「標準」を標準 とする範囲内でなければならぬ</p>	<p>○「従うべき基準」とは、必ず適合しな ければならぬ基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「従うべき基準」 に従わなければならない</p>
異なるものを定める ことの許容の程度	<p>法令の「参酌すべき基準」を十分参照し た結果としてであれば、地域の実情に応 じて、異なる内容を定めることは許容</p>	<p>法令の「標準」を標準としつつ、合理的 な理由がある範囲内で、地域の実情に応 じた「標準」と異なる内容を定めること は許容</p>	<p>法令の「従うべき基準」と異なる内容を 定めることは許容されないが、当該基準 に従う範囲内で、地域の実情に応じた内 容を定めることは許容</p>
備考	<p>「参酌する行為」を行ったかどうかにつ いて説明責任（行為規範）</p> <p>⇒「参酌する行為」を行わなかった場合 は違法</p> <p>「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」 「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」 も同じ</p>	<p>「標準」と異なる内容について説明責任 ⇒ 合理的な理由がない場合は違法</p> <p>「準則」も同じ</p>	<p>「従うべき基準」の範囲内であることに ついて説明責任</p> <p>⇒ 基準の範囲を超える場合は違法</p> <p>「定めるべき基準」「遵守すべき基準」 「適合すべき基準」「よるべき基準」も 同じ</p>

内閣府作成

地方分権改革推進計画における「義務付け・枠付けの見直し」

<地方要望分の見直し数>

項目数ベース

全項目数A	見直し項目数B	実施率B/A
49	(29) 42	86%

※ ()は、見直しのうち、勧告どおり実施するもの数

<全体の見直し数>

全体の見直し数 63項目 121条項

<主な項目の内容>

公営住宅の整備基準、入居収入基準を、自治体の条例に委任
→(有効活用、政策的活用が可能に)

道路の構造基準を、自治体の条例に委任
→(地域の実情を踏まえた整備が可能に)

職業能力開発施設の運営基準を、自治体の条例に委任
→(民間委託等の運営の自由度が拡大)

保育所等の福祉施設の基準を、自治体の条例に委任
→(地域の実情に応じた整備・運営が可能に)
→(条例を縛る国の基準のあり方を更に検討)

条項数ベース

全条項数a	見直し条項数b	実施率b/a
104	(36) 70	67%

※ ()は、見直しのうち、勧告どおり実施するもの数

地方要望分以外でも 21項目 51条項

へき地手当に関する学校指定基準・支給基準を、自治体の条例に委任
→(地域の実態を踏まえた支給が可能に)

漁港、港湾の区域指定に関する大臣協議を廃止(事後届出)
→(国の過剰な関与がなくなり事務が効率化)

自治体の計画策定(中小企業支援、環境関連等)に際しての国への協議・国の認可等を廃止等
→(地方の創意工夫が生かせる)

公立学校の学級編制基準の都道府県から市町村への権限移譲等
→(地域主権改革や教育条件整備全体の観点を踏まえ検討)

地方要望分	条項数	勧告実施	一部実施	検討	実施困難
内閣府					
①地域防災計画の大臣協議を事後報告	1	○			
②中心市街地活性化基本計画の大臣認定を廃止等	1	○			
文部科学省					
①学校の設置基準の条例委任	1		○		
②学級編制基準の市町村への条例委任等	25			○	
③へき地手当の基準の条例委任	3	○			
④認定こども園の基準(厚労省共管)の条例委任等	2		○		
⑤幼稚園の設置認可を事前届出	1	○			
厚生労働省					
①公共職業能力開発施設の職業訓練の基準の条例委任	2	○			
②児童自立支援施設の職員資格の制限を廃止	1	○			
③保育所等の福祉施設の基準の条例委任	18		○	うち1条項は勧告実施	
④認定こども園の基準(文科省共管)の条例委任等	2		○		
⑤林業労働力確保計画の大臣協議(農水省共管)の廃止等	1	○			
⑥水道事業の大臣認可を事前報告	5		○	うち1条項は実施困難	
⑦後期高齢者医療に関する知事協議の廃止	1				○
⑧国民健康保険に関する知事協議の廃止	1	○			
⑨医療計画の内容義務付けの見直し等	1		○		
農林水産省					
①協同農業普及事業実施方針の大臣協議の廃止	1	○			
②農振地域に関する方針・計画の大臣・知事協議の廃止等	2		○		
③林業労働力確保計画の大臣協議(厚労省共管)の廃止等	1	○			
④地域森林計画の大臣協議の廃止等	1				○
⑤森林病虫害関係の大臣協議の廃止等	2		○	うち1条項は勧告実施	
⑥漁港区域の大臣認可を事後報告	1	○			
⑦農山漁村電気導入計画の策定義務の見直し	1	○			
経済産業省					
①商工組合設立認可等の大臣協議の廃止	1	○			
②企業立地促進等に関する計画の大臣協議の廃止等	1		○		
③地域産業資源に関する基本構想の大臣認定の廃止等	1	○			
④小規模企業者への貸付事業計画の義務付けの廃止	1	○			
国土交通省					
①道路の構造基準の条例委任	2	○			
②道路標識の基準の条例委任	1	○			
③河川施設の技術基準の条例委任	1	○			
④公営住宅の整備基準の条例委任	1	○			
⑤公営住宅の入居者資格基準の条例委任	1	○			
⑥土地利用基本計画の大臣協議を意見聴取	1		○		
⑦公有水面埋立地の用途外使用等の大臣協議の廃止	3				○
⑧都市計画決定の大臣協議の廃止等	1		○		
⑨都市計画決定の知事同意協議を協議	1	○			
⑩都市計画決定の農水大臣協議の廃止等	1				○
⑪道路の路線認定の大臣協議の廃止	1	○			
⑫河川工事の知事協議の廃止	1	○			
⑬海岸保全施設工事の大臣承認を同意協議	1	○			
⑭港湾区域の大臣・知事認可を事後報告	1		○		
⑮入港料に関する大臣協議の廃止	1		○		
⑯スーパー中核港湾運営者認定の大臣同意を事後報告	1	○			○
⑰特定埠頭運営事業認定の大臣同意を事後報告	1	○			
⑱流域別下水道総合計画の大臣同意協議を協議	1	○			
⑲下水道の事業計画の大臣・知事認可を協議等	2	○			
環境省					
①自然環境保全特別地区指定の大臣協議を廃止等	1	○			
②ダイオキシン総量削減計画の大臣協議を廃止等	1	○			
③指定ばいり煙総量削減計画の大臣協議を廃止等	1	○			
④NOx等総量削減計画の大臣協議を廃止等	1		○		
⑤水質汚濁総量削減計画の大臣協議を廃止等	1				○
		見直し項目数 42項目(70条項)			
計49項目	104	29項目 (36条項)	13項目 (34条項)	1項目 (25条項)	6項目 (9条項)

その他	条項数	勧告実施	一部実施	検討	実施困難
内閣府					
①中心市街地活性化基本計画の内容義務付けの見直し等	2	○			
総務省					
①財産区に関する知事協議の廃止	2	○			
②市町村の基本構想の策定義務の廃止	1	○			
③広域連合の広域計画の公表義務の廃止	1	○			
④消防広域化推進計画の策定義務の廃止等	2	○			
⑤職階制に適合する給料表に関する計画の廃止	1	○			
⑥辺地に関する総合整備計画の知事協議の廃止等	4	○			
⑦石油コンビナート等防災計画の内容義務付けの見直し	1	○			
⑧過疎地域の市町村計画の知事協議の廃止等	7	○			
⑨市町村合併の推進に関する構想の公表義務の廃止	1	○			
⑩内部組織の設置等に関する大臣・知事への届出の廃止	1	○			
⑪条例の制定・改廃等に関する大臣・知事への報告の廃止	3	○			
⑫公営企業に係る剰余金の積立義務・使途制限の廃止等	8	○			
文部科学省					
①学校運営協議会指定の都道府県教委協議の廃止	1	○			
②埋蔵文化財発掘の協議廃止	1	○			
③認定こども園の表示に関する基準の条例委任(厚労省共管)	1	○			
厚生労働省					
①指定知的障害児施設等の福祉施設の基準の条例委任	7		○		
経済産業省					
①協業組合設立認可等の大臣通知の廃止	1	○			
②企業立地促進等に関する計画の内容義務付けの見直し等	2		○		
③中小企業支援事業の実施計画の策定義務の廃止	1	○			
④地域産業資源に関する基本構想の策定義務の廃止等	3	○			
		見直し項目数 21項目(51条項)			
計21項目	51	19項目 (42条項)	2項目 (9条項)		

1. 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

(1) 地域主権戦略会議の設置(内閣府設置法の一部改正)

「地域主権改革」の定義・・・日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

① 所掌事務

改革の基本方針・重要事項の調査審議、重要事項の施策の実施を推進

② 会議の組織

内閣府の【重要政策会議】：15人以内

議長・・・内閣総理大臣
議員・・・内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、
内閣総理大臣が指定する国務大臣、
内閣総理大臣が任命する有識者 など

③ その他

- ・ 政令で定める日(公布日から3か月以内)に施行
- ・ 改革を更に進める観点から、法施行後3年以内に見直し

(2) 義務付け・枠付けの見直し(関係法律の一部改正)

地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき、関係する41法律を一括改正(別紙参照)

2. 国と地方の協働の場に関する法律案

① 構成・運営

- ・ 議員・・・国：内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》
- ・ 地方：地方六団体代表(各1人)《副議長を互選》
- ・ 臨時の議員・・・議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
- ・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等

- ・ 内閣総理大臣が招集(毎年度一定回数。臨時招集も可)
- ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

- ・ 分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

⑤ 国会への報告

- ・ 議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重

- ・ 協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならぬ

義務付け・枠付けの見直し

1. 概要

改正の対象となる事項

自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないもので、次のような事項を対象

- ① 施設・公物設置管理の基準
- ② 協議、同意、許可・認可・承認
- ③ 計画等の策定及びその手続 等

関係法律を一括し改正

自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

改正後

例えば、

- ① 国が決めていた基準に代えて条例で基準を規定＝地方の独自性の発揮
- ② 国の関与を、廃止又は弱い形態の関与へ
- ③ 計画等の策定義務を廃止へ

〔改正の概要(例)〕

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉法)
- 公営住宅の整備基準及び収入基準(公営住宅法)
- 道路の構造の技術的基準(但し設計車両等の基準を除く)(道路法)
- 市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可は、届出とする(学校教育法)

を地方自治体の条例に委任

(国の基準は基本的に「参酌すべき基準1化」)

2. 施行日等

- ① 直ちに施行できるもの→公布日
- ② 政省令等の整備が必要なもの→公布の日から起算し3月を経過した日
- ③ 地方自治体の条例整備が必要なもの、事業年度単位での施行が必要なもの→平成23年4月1日 等

○ 福祉施設の基準について、関係法律の施行の状況等を勘案し、基準の在り方について見直し検討

地域主権推進一括法の改正概要（義務付け・枠付けの見直し関係）

平成22年4月
内閣府地域主権戦略室

1. 施設・公物設置管理の基準

＜現行＞ → ＜見直し後＞

施設基準は
政省令で規定

施設等基準は条例で規定
政省令は条例制定の基準へ

(1) 「従うべき基準」の例

福祉施設（児童福祉施設、特別養護老人ホーム、介護施設、障害者支援施設、認定こども園等）
○職員資格及び教（例：保育士等の配置基準等）
○居室面積等（例：ほふく室3.3㎡以上等）
○サービスの適切な利用等に関する事項（例：虐待等の禁止、秘密保持等） ※附則第43条に検討規定

(2) 「標準」の例

①養護老人ホーム等：利用者数
②保育所：居室面積（但し、省令基準に照らして大臣が指定する地域について政令で定める日までの間）

(3) 「参酌すべき基準」の例

①福祉施設：「標準」及び「従うべき基準」以外の基準（例：保育所の屋外遊戯場面積、特養の廊下幅及び食堂や機能訓練室の面積等）
②職業能力開発施設：施設外訓練等の実施の基準
③へき地手当：へき地手当の月額等
④公営住宅：整備基準、入居収入基準
⑤道路：構造基準（ただし、設計車両、建築限界、設計自動車荷重は国が規定）、案内標識及び警戒標識の寸法
⑥河川：準用河川における河川管理施設等の構造基準

※「検討規定」(附則第43条)
今後の施行の状況等を踏まえ、福祉施設の基準の在り方について検討を加え、必要があると思われるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2. 協議、同意、許可・認可・承認の見直し等

(1) 認可の見直し

〔学校教育法関係〕
○市町村立幼稚園の設置廃止等の認可 → 事前届出へ
〔漁港漁場整備法関係〕
○漁港区域の指定等の大臣認可 → 事後報告へ
〔港湾法関係〕
○港湾区域の設定の大臣認可 → 届出へ（重要港湾等は同意協議へ）

(2) 承認の見直し

〔海岸法関係〕
○海岸保全施設の工事に係る大臣承認 → 同意協議へ

(3) 同意協議等の見直し

〔森林病虫害防除法関係〕
○高度公益機能森林等の区域指定等の大臣同意協議 → 一部を事後報告へ
○果樹除害実施基準に係る大臣協議 → 事後報告へ
〔企業立地促進法関係〕
○基本計画に係る大臣同意協議 → 一部の同意協議廃止へ
〔港湾法関係〕
○特定埠頭の運営の事業認定の大臣同意協議 → 事後通知へ（国有財産である港湾施設等を含む場合を除く）
〔下水道法関係〕
○流域別下水道整備総合計画に係る大臣同意協議 → 協議
○公共下水道事業計画に係る大臣（知事）認可 → 協議又は届出へ
○県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議 → 廃止へ
○市の都市計画決定に係る知事同意協議 → 協議へ
〔国土利用計画法関係〕
○土地利用基本計画に係る大臣同意協議 → 協議へ
〔自動車NOx法関係〕
○総量削減計画に係る大臣同意協議 → 協議へ

(4) 協議の見直し

〔災害対策基本法関係〕
○都道府県地域防災計画に係る大臣協議 → 事後報告へ
〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律関係〕
○学校運営協議会設置に係る県教委協議 → 廃止へ
〔文化財保護法関係〕
○国有地での養殖に係る関係各省庁協議 → 廃止へ
〔林業労働力の確保の促進に関する法律関係〕
○基本計画に係る大臣協議 → 範囲を限定し報告へ
〔農業改良助長法関係〕
○県協同農業普及事業実施方針に係る大臣協議 → 廃止へ
〔農業振興地域の整備に関する法律関係〕
○基本方針に係る大臣同意協議等 → 範囲を限定し同意協議へ
〔中小企業団体の組織に関する法律関係〕
○商工組合等の設立認可等に係る大臣協議 → 廃止へ
〔道路法関係〕
○都道府県道の路線認定等に係る大臣協議 → 廃止へ
〔自然環境保全法関係〕
○特別地区の指定等に係る大臣協議 → 廃止へ
〔辺地法関係〕
○市町村総合整備計画に係る知事協議 → 一部廃止へ

(5) その他

〔地方公営企業法関係〕
○利益の処分に伴う減債積立金等の積立義務の廃止等
○企業団の監査委員の定数に係る規定の廃止

3. 計画等の策定及びその手続

(1) 策定義務の規定そのものの廃止

○職階制に適合する給料表に関する計画 [地方公務員法関係]
○資金貸付事業計画 [小規模企業者等設備導入資金助成法関係]
○地域産業資源活用事業の促進に関する基本構想 [地域産業資源活用促進法関係]

(2) 策定義務の「できる規定化」等

○農山漁村電気導入計画 [農山漁村電気導入促進法関係]

○中小企業支援事業の実施に関する計画 [中小企業支援法関係]
○消防広域化の推進計画(含:計画の内容例示化) [消防組織法関係]
○辺地総合整備計画(含:計画の内容の一部を努力義務化等) [辺地法関係]

(3) 内容の例示化

○基本計画の内容の一部を例示化 [石油コンビナート等災害防止法関係]
○防災計画の内容の一部を例示化 [石油コンビナート等災害防止法関係]
○都道府県の医療計画の内容の一部を例示化 [医療法関係]

「義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し）」について

	項目ベース				条項ベース				
	検討対象	見直しを実施するもの		引き続き 検討	検討対象	見直しを実施するもの		引き続き 検討	
		勧告どおり 実施	勧告の 一部実施			勧告どおり 実施	勧告の 一部実施		
内閣官房・内閣府	30	27 (90%)	4	3	77	64 (83%)	61	3	13
警察庁	5	4 (80%)	1	1	8	7 (88%)	6	1	1
文部科学省	8	4 (50%)	1	4	11	4 (36%)	4	—	7
厚生労働省	43	38 (88%)	9	5	102	80 (78%)	64	16	22
農林水産省	62	46 (74%)	29	16	117	77 (66%)	52	25	40
経済産業省	6	4 (67%)	—	2	11	5 (45%)	5	—	6
国土交通省	169	147 (87%)	27	22	326	230 (71%)	208	22	96
環境省	47	38 (81%)	28	9	96	61 (64%)	34	27	35
計	370	308 (83%)	99	62	748	528 (71%)	434	94	220

(注) 内閣府において集計したもの。

地方分権改革推進委員会第3次勧告(地方要望分)に対する厚生労働省の対応方針

- 地域主権改革の実現に向けて、第3次勧告を最大限尊重し、地方分権を推進。
ただし、保育・介護・福祉の質等に深刻な悪影響が生じかねないもののみ、例外的に、全国一律の最低基準(規制)を維持
- 施設等基準については、すべて条例に委任した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」とする。
⇒全基準の約9割が地方自治体の判断で定められることに
さらに、保育所については、東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」とする。

	項目数	勧告	対応案	(保育所の取扱い)
①人員配置基準	28	標準	従うべき	東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」とする
②居室面積基準	22	参酌	従うべき	
③人権に直結する運営基準等 例: サービス内容の説明と同意、サービス提供拒否禁止、虐待・身体拘束禁止、秘密保持、保育指針、保育所調理室(自園調理)など	112	参酌	従うべき	
④上記以外の施設・設備・運営基準 例: 居室定員、廊下幅、汚物処理室、事務室、サービスステーションなど 適切な食事の提供、介護の内容(入浴、排泄、着かえ等)、健康保持、地域との連携、娯楽の提供、保護者との連絡 など	1200	参酌	参酌	<p>全基準(約1362項目)の約12%</p> <p>全基準(約1362項目)の約88%</p> <p><条例委任を認める前提></p> <p>①「標準」「参酌すべき基準」の場合、国の基準を下回る施設・サービスについては、サービス水準に応じた介護報酬等を設定</p> <p>②「従うべき基準」の場合、条例を制定しない場合やその内容が国の基準に適合していないと認めるときは、総務大臣を通じて是正を求める仕組みを導入</p> <p>○ 一部の「利用定員の基準」については「従うべき基準」</p> <p>○ 水道事業の認可、高齢者医療の確保に関する法律の事前協議、医療計画の策定義務付けについても「存置」</p>
⑤利用定員	7	標準	標準(5/7)	
⑥協議、認可等/計画の策定等	5	廃止等	廃止等(2/5)	

「従うべき基準」: 条例の内容は、「全国一律」
「標準」: 条例の内容は、地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり
「参酌すべき基準」: 基本的には地方自治体の判断で定められる

地域主権一括法案による改正後の公営住宅制度の概要

※ は地域主権一括法案による改正部分

第174回国会

公営住宅は、憲法第25条(生存権の保障)の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるもの。

地域主権一括法案の審議経過

【供給】

- 地方公共団体は、公営住宅を建設(又は民間住宅を買取り・借上げ)して管理
- 国は、整備費等を助成:全体工事費の概ね45%(建設、買取り)又は共用部分工事費の2/3の概ね45%(借上げ)を助成

【整備基準】

- 原則として、以下の基準(省令で規定)に従って整備
 - ・床面積19㎡以上・省エネ、バリアフリー対応であること・給排水、電気、便所等の設備があること等

→ 条例委任

※ただし、参酌基準を省令で規定

【入居者資格】

○同居親族要件

原則として、同居している親族がある
(高齢者、障害者等は除く)

※廃止

○入居収入基準

・原則として、月収15万8千円(収入分位25%)以下
(政令で規定)

→ 基準金額を条例委任

※ただし、①参酌基準を政令で規定
②収入分位50%を上限

・ただし、高齢者等特に居住の安定を図る必要がある者(政令で規定)について、地方公共団体の裁量により月収21万4千円(収入分位40%)まで基準を引上げ可能

→ 対象範囲を条例委任

→ 基準金額の上限引上げ
(収入分位50%まで)

○住宅困窮要件

現に住宅に困窮していることが明らか

【入居制度】

- 原則として、入居者を公募。
- 特に居住の安定の確保が必要な者について、地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的に取り扱うことが可能(優先入居)

○収入超過者

3年以上入居し、入居収入基準を超える収入のある者
→ 明渡努力義務が発生

○高額所得者

5年以上入居し、最近2年間月収31万3千円(収入分位60%)を超える収入のある者
→ 地方公共団体が明渡しを請求することが可能

【家賃】

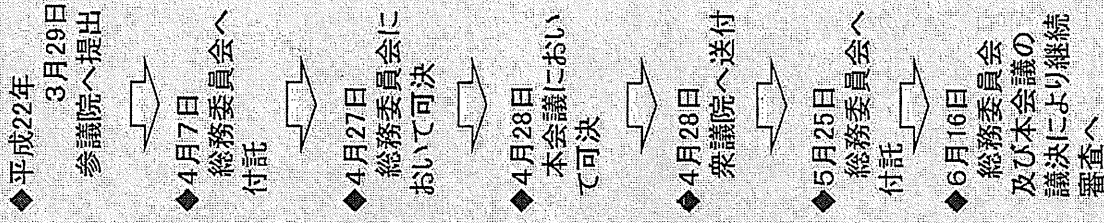
○入居者の家賃負担能力と個々の住宅からの便益に応じて補正する「応能応益制度」に基づき、地方公共団体が決定

○収入超過者の家賃は、

収入超過度合いと収入超過者となつてからの期間に応じ、遅くとも5年目の家賃から近傍同種家賃(市場家賃に近い家賃)が適用

○高額所得者の家賃は、

直ちに近傍同種家賃が適用



らびプラス

高齢者向け住宅・施設はこう違う

居室の広さ	施設、住宅の種類	特徴	最低面積基準
↑ 広い ↓ 狭い	高齢者向け賃貸住宅	高齢者の入居を拒まない「高齢者円滑入居賃貸住宅」、高齢者のみを対象とする「高齢者専用賃貸住宅」がある	25.0m ²
	高齢者向け優良賃貸住宅	バリアフリーなど一定条件を満たした賃貸住宅。都道府県が認定する	25.0m ²
	ケアハウス	身の回りのことを自分でできる人が対象。部屋にトイレやミニキッチンが備わる	21.6m ²
	特別養護老人ホーム	要介護1~5の常時介護が必要な人が対象。所得に応じて利用料が変わる	13.2m ² (個室)
	有料老人ホーム	介護付き、住宅型、健康型の3タイプに分かれ、食事や介護などを受けられる	13.0m ² (個室)
	老人保健施設	要介護1~5の人が対象。病院退院後、リハビリなどをするための施設	8.0m ²
	都市型軽費老人ホーム	2010年4月に新設。都市部でのみ建設できる。ケアハウスと同様のサービスが受けられる	7.43m ²
	認知症高齢者グループホーム	自立して生活できる認知症の人が少人数のスタッフと生活する	7.43m ²

「この料金では入居できない」。2010年2月、東京都葛飾区にできた高齢者専用賃貸住宅(高専賃)「ケアリビング」は、地元医療法人のグループ会社であるココチケア(東京・葛飾)が運営する。24時間対応の訪問診療など医療との連携が充実、人気を呼んだ。だが、申し込み後のキャンセルが10件近く出ているという。

「申し込んだ後、改めて料金を検討して入居を断られた家族が多かった」と同社の馬場隆雄社長は明かす。

5月に全面施行された改正高齢者住まい法は、1部3000円。共益費や水道光熱費、食費、介護保険サービスの自己負担を含めると月20万円近く必要となる。年金だけで払えず、家族にも経済的余裕がないため断ったというのが実情のようだ。

終のすみかはどこに

高齢者向け賃貸住宅の規制緩和

「この料金では入居できない」。2010年2月、東京都葛飾区にできた高齢者専用賃貸住宅(高専賃)「ケアリビング」は、地元医療法人のグループ会社であるココチケア(東京・葛飾)が運営する。24時間対応の訪問診療など医療との連携が充実、人気を呼んだ。だが、申し込み後のキャンセルが10件近く出ているという。

増えるか都会の手ごころ物件



高齢者向け賃貸住宅の需要は高まるばかりだ

高齢者住宅の普及が都市部でなかなか進まない。家賃が高く、入居しにくいからだ。東京都は手ごころな家賃の部屋を増やすため、高齢者向け賃貸住宅の面積基準を緩和し、従来よりも狭い部屋を認める方針を打ち出した。本日に高齢者住宅は増えるのか、部屋が狭くなると住まいの質が低下しかと危惧する声もある。

「この規定は高齢者が見守りや食事サービスを受けながら安心して暮らせる」住居あたりの床面積を原則25平方メートル(浴室や台所などが共用設備の場合は18平方メートル以上と定めた)。

「現行の国の制度は大都市の実態を踏まえていない」。東京都は09年11月、高齢者の住まいに関し、この規定を踏まえて、高齢者住宅の中でも都道府県

の認定を受け、バリアフリー対応など一定条件を満たした高齢者向け優良賃貸住宅(高優良)の場合、全国平均の家賃は25平方メートルあたり月約4.3万円だ。だが都心10区(港区、文京区など)では、約7.5万円と2倍強に跳ね上がる。「最低床面積を緩和して家賃を下げる必要がある」。東京都は認定で物件の質を確保できる高優良について、規制緩和を国に求めた。

東京都「狭い部屋」容認

国土交通省は4月、高優良の最低床面積を都道府県が独自設定できるようにした。これを受け東京都は既存の建物を改修して高優良にする場合に限り、最低床面積20平方メートル(共用設備がある場合は13平方メートル)の物件を今年度中にも認める方針。14年度までに高優良などケア付きの住宅を約6000戸整備する考えだ。事業者には歓迎する声が多い。高齢者住宅を運営す

るある事業者は「部屋の広さを18平方メートル以内を抑えれば家賃を2割安くできる」と話す。基準緩和は他の自治体に波及する可能性がある。神奈川県は「検討の余地は十分ある」とする。「空き家が目立つ小さな民間住宅を改修して有効活用できれば、高齢者の受け皿づくり(神奈川県住宅計画課)」。ただ、関係者には不安視する声もある。高齢者専用賃貸住宅事業者協会(東京・中央)の奥村孝行事務局長は「住宅として25平方メートルという広さは最低水準だ。狭くすると質を落としかねない」と心配する。

介護施設も促進策 課題は質

4人に1人が高齢者という社会が迫る。手ごころな価格でどう終のすみかの選択技を増やすか。介護が必要な高齢者向けの「施設」でも規制緩和は広がる。

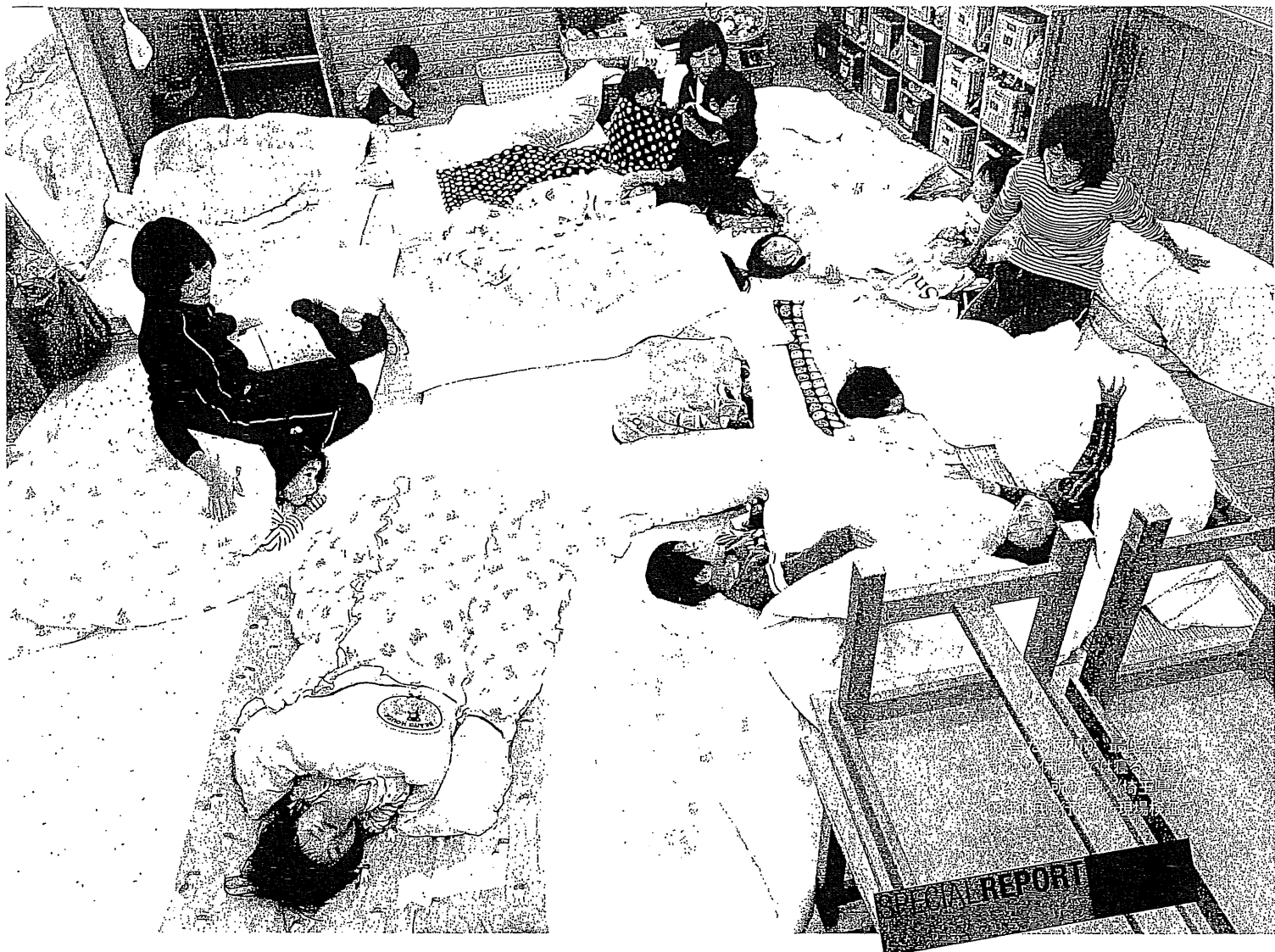
厚生労働省は2010年4月から、地価の高い都市部に限定して「都市型軽費老人ホーム(都市型ケアハウス)」の開設を認めた。居室床面積の最低基準を7.43平方メートル(4畳半)と従来の約3分の1、定員数を20人以下に抑えた。職員配置は最低3人でいいことにした。

東京都は12年度までに都市型軽費老人ホームを240カ所(2400人分)整備する計画だ。「事業者の建設コストを軽減できる。食費などを含めて、毎月の負担は13万円程度に抑えられる計算」(東京都高齢社会対策部施設支援課)という。6月下旬に都が開いた説明会には約300の事業者が集まり関心は高い。7月から事業者募集を始めた墨田区は「3、4社が開設する意向を示している」という。

約42万人の待機者を抱える特別養護老人ホームについては、長妻昭厚労相が個室の最低床面積引き下げの方針を打ち出すなど、建設を促す施策が進む。

ただ、規制緩和の動きに反論する声もある。シニアライフ情報センター(東京・渋谷)の池田敏史子事務局長は低所得高齢者に向けたセーフティーネットは必要だとしながら、「自立高齢者と要介護高齢者では必要な居室面積は異なるはずだ。例えば、都市型ケアハウスに住む人が4畳半の空間でストレスを感じないか、心落ち着けて過ごせる場所なのか、よく考える必要がある」と訴える。

高齢者住宅の開設コンサルティングを手がける、タムラプランニング&オペレーティング(東京・千代田)の田村明孝社長は「面積基準を緩和するだけで、高齢者施設や住宅の供給量が増えるのか疑問。最近では施設を建てたくても、金融機関に融資してもらえない例が目立つ。公的な融資制度を創設する方が効果的ではないか」と提言する。



社会保障を脅かす 地域主権改革の内実

鳩山政権が進める地域主権改革。が、社会保障への国の責任の希薄化、当事者を無視した進め方に批判が続出。

本誌：岡田広行 撮影：梅谷秀司、風間仁一郎

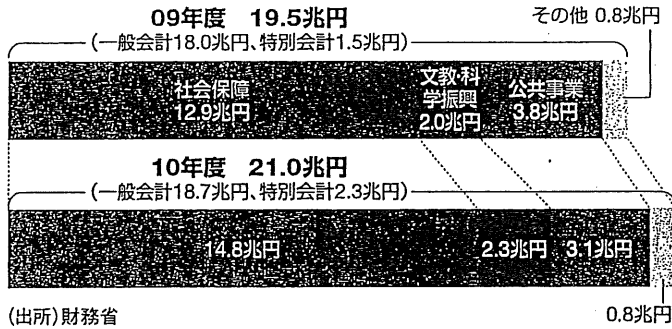
昨年8月の衆議院選挙。民主党は「暮らしのための政治」「国民の生活が第一」（鳩山由紀夫首相）をスローガンに掲げ、大勝利を収めた。そして鳩山政権は発足とともに、改革の「1丁目1番地」（最優先事項）に「地域主権改革」を据え、徹底した地方分権を目的とした新たな制度作りを乗り出した。ところが、その内容を知った障害者や保育園関係者が反発を強めている。

当事者の知らぬ間に 障害者関連法を改正

ここに「地方分権改革推進計画等に関する質問および意見」と題した申し入れ文書がある。差出人はDPI（障害者インターナショナル）北海道ブロック会議議長の西村正樹氏。宛先は、北海道8区選出の衆議院議員で、首相補佐官（地域主権改革担当）の逢坂誠二氏だ。自身も身体障害者である西村氏は、障害者自立支援法廃止のための運動を通じて、逢坂氏とは旧知の間柄だった。同文書が逢坂氏に送られたのは1月22日。そこには逢坂氏らが進めてきた、「地域主権改革」に対する疑念がこぼれ出ている。

「内閣総理大臣を本部長とし、各閣僚で構成される『障がい者制度改革推進本部』が昨年12月に発足し、その下に『障がい者制度改革推進会

地方向け補助金・負担金の大半を社会保障・教育費が占めている
—地方向け補助金等の総額と内訳—



社会保障・教育費の「一括交付金」化でナショナルミニマムは解体も
—現政権が検討する一括交付金の検証—

【一括交付金の対象】

	社会保障	義務教育	その他
現金給付	生活保護、子ども手当など	要保護児童生徒援助	
保険	高齢者医療、国民健康保険、介護保険など		
サービス	障害者福祉、母子保健など	義務教育国庫負担金など	農林業振興など
投資	医療施設、保育園など	安全・安心な学校作り交付金など	社会資本整備総合交付金、農産漁村地域整備交付金など

財政難の中で
一括交付金化された場合…

【どんなことが起こりうるか?】

	子ども分野	障害者分野	公共事業分野
経常	①	③	
投資	②		④

- ①財政支出が削減され、保育園や幼稚園の保育料が値上げされる
- ②財政難を理由に老朽化した保育園の建て替えが困難になる
- ③財政難を理由とした障害者福祉サービスの水準切り下げ
- ④社会保障や教育費を削った分でダムや道路建設も

「一括交付金」化の標的は社会保障・教育へ

ひも付き補助金の「一括交付金」化が実現すると、地方自治体は財源の使途を自由に決められる。だがその反面、財政難の中で、社会保障や教育の予算は削られ、ナショナルミニマム(国民に等しく保障された最低水準)が崩壊する可能性も。

「議」が設置されました。そして推進会議の下、わが国の障害者施策は、障害者権利条約の批准と国内法の整備を基本として、5年間をかけて見直しを進めることが現政権で確認されています。ところが、同じ内閣府において、私たち障害当事者がまったく知らないところで、障害者施策の見直しの方向性が示されています。そうだった経緯・趣旨・理由についてご説明いただきたい」

真意をたたくべく、2月12日、西村氏は総務省内で逢坂氏と面談した。西村氏はその場で、障害者に直接かわる法律に関して、当事者に

何の説明もないままに見直しが進められている理由について尋ねた。しかし、「逢坂氏は、まさにこれから決めていくことで、今は申し上げられないと繰り返し返すばかりで、きちんとした説明はなかった」(西村氏)。

その後、西村氏には何の連絡もありません。いまま、障害者関連の法改正も含む地域主権改革関連法案が提出され、4月27日に与党3党の賛成多数により、参議院で可決された。

住民意見の聴取義務や
施設の防火基準まで廃止

あまり知られていないが、現在、

衆議院で審議中の地域主権改革は、社会保障や教育など、国や地方自治体が担う公共サービスの仕組みを根本から変えることを狙ったものだ。

昨年10月7日、内閣府の地方分権改革推進委員会(丹羽宇一郎委員長当時。同11月に活動を終了)は、「自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ」と題した第3次勧告を鳩山首相に提出。「国による自治体への義務付け・枠付けの見直しと自治体による条例制定権の拡大」および「国と地方の協議の場の法制化」を主要課題に盛り込んだ。

従来、国はさまざまな法律や政省

令などにより、地方自治体が実施する施策に関与してきた。それらのうち、自治体に一定の活動を義務付けることを「義務付け」、手続きや基準について枠をはめることを「枠付け」と呼ぶ。そして自治体の自治事務における義務付け、枠付けは地方分権の趣旨から望ましくないため、必要最低限を残して廃止すべきだと委員会は提言した。

12月15日に「地方分権改革推進計画」が閣議決定され、地方分権が「地域主権」と呼び名を変えて改革が始まった。地域主権の実現のうえで優先的に見直す対象として挙げられたのが、保育園や特別養護老人ホームなど福祉施設に対する国の関与だった。先の第3次勧告は、厚生労働省が定めた児童一人当たりの保育園の最低面積基準や、保育園や障害者施設、特別養護老人ホームに関する防火・防災基準は廃止が望ましいとした。自治体が独自の判断で基準を設けるべきだとしたわけだ。

そして義務付け、枠付けの廃止・縮減を目的として、児童福祉法や障害者自立支援法など41法律の一括改正を目的とした、「地域主権改革関連法案」(3法案)が参議院に提出されたのが、今年3月29日。しかし内容が障がい者制度改革推進会議に報告されることはなかった。

西村氏が問題の重大性を知ったの

は、今年に入ってからだ。旧知の労働組合幹部から「大変なことが起きている」と耳打ちされたのがきっかけだった。そして地域主権改革の内容を知って驚愕した。

改革の第1弾に当たる今回の法案では、国が定める障害者施設の防火・防災基準が、自治体にとって順守義務のない「参酌基準」に格下げされた事実が判明。さらに今年度中に予定されている2次法案では、障害者基本法やバリアフリー法、障害者雇用促進法なども見直しが予定されていることがわかった。そして検討されている改正内容を聞いて、西村氏はさらに驚いた。

昨年10月の第3次勧告で示された案では、バリアフリー法について、こう書かれていた。「住民や施設の利用者である高齢者、障害者など利害関係者の意見の反映については、従来、国の基準として講ずべき措置だったが、廃止または意見聴取の努力義務・配慮義務化が望ましい」。

また障害者雇用促進法に関しても、「障害者の採用に関する計画の策定については、これまで策定が義務づけられていたものを廃止または『できる』規定化、努力義務化、規定の例示化、または目的程度の内容への大枠化を講じるべき」とされた。

つまり、障害者政策に関する国の責任を後退させる内容を含んでお

り、当事者の知らぬ間に法案化の準備が進められていたのである。

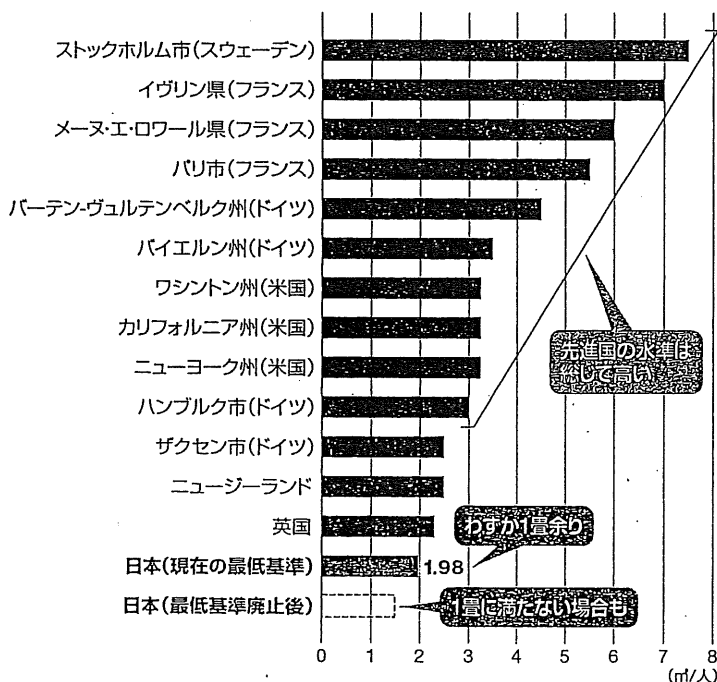
保育関係者が受けた衝撃も大きかった。第3次勧告は保育園の面積基準や職員配置基準を定めた全国一律の児童福祉施設最低基準を廃止し、「国は（順守義務のない）標準や参酌基準を示すにとどめるべき」とした。「自治体が条例により自由に基準を定めることで、創意工夫を生かした保育園の運営が可能になる」というのが、委員会の主張だった。が、基準を自治体に委ねた場合、狭い保育園にさらに多くの子どもが詰めこまれることによって、保育の質が低下する懸念が持たれていた。

日本の保育園の最低基準（3歳以上の児童1人当たりの面積基準）は、先進国中で最も低い水準にとどまっている（下図）。基準の引き上げが必要なのは、最低基準が制定された1948年以来、長きにわたって指摘され続けてきた。

しかし、引き上げではなく、国が定めた最低基準よりも低い基準を条例で設定できることが、法案に盛り込まれた。児童1人当たり面積は「自治体が従うべき国の基準」として残るものの、東京都など待機児童が多い地域では当分の間、順守義務のない標準とされたのである。建築基準法に上乗せされていた防火・防災基準の撤廃も盛り込まれた。

日本の保育園はさらに過密状態に

—3歳以上児1人当たりの面積基準の比較—



(出所)「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業 総合報告書」(全国社会福祉協議会、2009年3月)を基に本誌で加筆修正

補助金の一括交付金化で 社会保障予算は削減も

地域主権改革で、もう一つの重要な政策が、「ひも付き補助金」の「一括交付金」化だ。これは、政策ごとに細かく定められてきた国庫補助負担金を廃止し、大きくくりにすることで、自治体の裁量権を高めることを狙いとするもの。6月までに制度の大枠を定め、2011年度予算から一部実施する方向で作業が進められている。ここでも問題となるのが、社会保障や教育分野の扱いである。

民主党は昨年の衆議院選挙で「ひも付き補助金の一括交付金化」を公約に掲げた。マニフェストでは、「社会保障・義務教育関係は除く」と明記していた。しかし、ひも付き補助金の大部分を社会保障・教育関係費が占めていることが判明(27ページ)。

現政権はこれらの補助金も対象に含めることを検討し始めた。

一括交付金化が実現すると、自治体は予算の使い道が自由になる。反面、全体の財源が不足している場合にはほかの分野に転用されたり、赤字補填に使われる可能性も高い。

Interview

「一括交付金化には政権の熱意が必要」

東京大学名誉教授 ● 神野直彦

現 政権の地域主権改革では、「ひも付き補助金廃止」と「一括交付金化」が重要課題の1つに掲げられている。私が主査を務める同テーマでは、3月の各省庁や4月の地方団体からのヒアリング、5月の海外調査を踏まえたうえで、基本的な考え方を



まとめ、6月の地域主権戦略大綱に反映させるという段取りになっている。

一括交付金の制度化で課題となっているのが、社会保障や義務教育に関する国庫補助・負担金の扱いだ。私は改革の対象とするひも付き補助金の範囲は、最大限に広く取るべきだと思っているが、民主党が昨年夏に掲げたマニフェストでは、「社会保障・義務教育関係は除く」と書かれている。別の箇所では、「義務教育・社会保障の必要額は確保する」ともある。これらの記述をどう読むかにもよるが、地方向け補助金・負担金の大半を社会保障・教育関係

が占めているのが実態であるだけに、扱いが難しい。

ひも付き補助金のうちのどこまでを一括交付金の対象に含めるかは、現政権の意気込みいかん。そこで忘れてはいけないのは、何のための改革なのかという点だ。

一括交付金化は、住民がよりよい暮らしを送ることができるようにするための改革であり、住民のことは住民が一義的に決めるという補完性の原理が基本にある。その原点を忘れた場合、とんでもない方向へ行く可能性もあるだけに、きちんとしたビジョンに基づいて改革を進めていく必要がある。

そうした弊害は、先行して補助金が一括交付金化（交付税措置化）された分野ですでに起こっている。たとえば、85年度に一般財源化された学校図書館の図書費では、国が交付税措置した額の77%しか、図書予算に計上されていない（09年度）。

また、がん検診では、98年度に老

人保健法の対象から外されるとともに国庫負担金の一般財源化が行われ、大きな困難に直面した。「問題は受診率の低迷にとどまらない。検診の精度の低下や、有効性（死亡率低下効果）が確認されていない検診が自治体間に広がるといった、新たな問題が発生している」（国立がん研

「住民自治を後退させる間違った法案だ」

慶應義塾大学教授 ● 片山善博

地 域主権改革は鳩山改革の「1丁目1番地」とされているが、その内容は的外れだ。特に「国と地方の協議の場に関する法案」は、制定しないほうがいい。

これまで多くの首長たちがどんなことをしてきたか思い出してみたらいい。無駄な空港や箱モノをつくったり、必要性の乏しい銀行に大金をつぎ込んだり。それでいてカネがないから地方交付税をもっとよこせ、消費税の取り分を増やせと、政府にねだるばかりだ。そんな知事や市長の代表との協議の場を法制化し、彼らに拒否権を与えるような愚策はやめるべきである。

今、何よりも必要なことは、住民自治の強化だ。住民投票を実施しやすくし、首長のリコールを容易にする仕組みなどが必要だし、議会改革も重要。それらをせずに、首長の権限だけを強化するならば、住民自治はさらに後退する。今のままでは、総務省と、総務官僚の天下り先である全国知事会などが喜ぶだけの、改革に終わるだろう。

国がさまざまな規則で自治体を縛ることは、本来は好ましくない。理想を言えば、義務付け・枠付けはないほうがいい。しかし、今のように民意が反映しにくい地方政治が続く中で義務付け・枠付けを

無造作に取っ払えば、子どもや高齢者、障害者など、弱い立場の人たちがますます脇に追いやられかねない。

こうなるのは、改革の手順を間違えているからだ。首長の権限や発言権を強めることよりも、まず住民自治を強化することが最も大切な。



究センターの斎藤博検診研究部長）。

さらには公立保育園の運営費も04年度に一般財源化。「それ以降、財政難を理由とした廃園や、保育士の非正規職員化が加速している」（村山祐一・帝京大学文学部教授）。

本来、社会保障や教育では、ナショナルミニマム（国民に等しく保障

された最低水準）をしつかりと確保すべきだ。そしてそれを上回る部分については、自治体や住民の判断で創意工夫を凝らしていくことが、地方分権の姿として望ましい。地域主権の名の下に、社会保障や教育に対する国の責任を放り出すとしたら、それこそ本末転倒である。

□